

事業認定

申請事務の手引き

令和5年2月

岐阜県県土整備部用地課

本書は、主として市町村等の起業者が土地収用法
による事業の認定を知事に申請する場合の実務の
手引きとして作成したものです。

[目 次]

I 土地収用法について

1	土地収用制度	2
2	収用適格事業	2
3	収用（使用）の目的物等	3
4	収用の効果	3
5	収用と使用	3
6	法四条地	4
7	土地収用法の手續	5
8	収用委員会	5
9	収用の当事者	5
10	土地収用法における行政庁	7
11	他の法令との関係	7
12	土地収用法の主要手續図	9

II 事業の認定

1	事業の認定の意義	11
2	事業認定の申請の時期	11
3	事業認定庁	12
4	事業の単位	12
5	事業の認定の要件	12
6	事業の認定の効果	13
7	事業認定後における起業地の範囲等の変更	25
8	事業の認定の失効	25
9	収用又は使用の手續の保留	25

III 事業認定申請の準備

1	事業の準備のための立入	28
2	事業認定申請書類の準備	31
3	事業の説明のための会合	32

IV 事業の認定の手続

1 事業認定の手続き（知事認定の場合）	35
2 事業認定手続図	41

V 収用又は使用の手続

1 土地物件調査権	43
2 土地調書・物件調書	44
3 裁決申請	46
4 裁決等	48

VI 事業認定申請書類の作成

1 事業認定申請書	54
2 事業認定申請書の添付書類	58

VII 事業認定申請書類の作成例

1 作成例	76
-------	----

VIII 行政指導に対する相談窓口等について

1 行政指導に対する相談窓口	91
2 知事が事業の認定を拒否した場合等について	91

IX 資料編

- 土地収用法第3条（収用適格事業）
- 事業認定を受けなくても租税特別措置法の特例が受けられる場合
- 事業認定申請チェックリスト
- 土地収用法関係図書
- 収用事件一覧
- 事業認定一覧

I 土地収用法について

I 土地収用法について

1 土地収用制度

土地収用制度は、私有財産制度と表裏一体の関係にあり、私有財産権を保障する近代国家には、必ず土地収用制度が設けられる。

憲法第29条第1項で「財産権は、これを侵してはならない。」と私有財産権の保障を規定しながらも、同条第3項において「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と規定し、公共の福祉の要請がある場合には、正当な補償を支払って、私有財産を公共のために用いることができる旨を定めている。

各種の公共の利益となる事業を実施していく上で、その事業用地の取得が不可欠であるが、一部の土地所有者の同意が得られず、未買収の土地が残る場合は、事業実施が不可能となり、或いは事業計画の変更を余儀無くされ、社会にとって著しい支障が生じることとなる。

そこで、公共の利益となる事業（国や地方公共団体のような公的団体の事業に限らず、電力会社や鉄道会社のような営利法人の事業であっても、土地を収用するに足る公益性を認められるものも多い。）の用に供するために土地を必要とする場合は、土地所有者の意思に反しても、正当な補償を支払って、強制的にその土地を取得することを可能にする制度が必要とされる。

このように土地収用制度は、公共の利益となる事業の遂行と私有財産権の調整のために設けられているものであり、その中核をなす法律が土地収用法（以下「法」という。）である

2 収用適格事業

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一から三十五まで 略

土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、法第3条各号（第1号～第35号）に限定列挙されている。この第3条各号に掲げられている事業を収用適格事業と呼んでいるが、この収用適格事業に該当すれば、すべて事業認定が受けられるわけではない。

法では、まず、第3条において収用適格事業を限定列挙し、次に、第20条に基づき事業認定庁が個々具体の事業について、土地を収用するに足る事業であるかを審査し、認定する仕組みとなっている。

3 収用（使用）の目的物等

- (1) 土地（法第2条）
- (2) 権利（消滅又は制限）（法第5条）
 - ア 土地に関する所有権以外の権利（地上権、抵当権等）、鉱業権、温泉を利用する権利
 - イ 土地定着物に関する所有権以外の権利
 - ウ 漁業権、入漁権その他河川の敷地、海底又は流水、海水その他の水を利用する権利
- (3) 立木、建物その他土地に定着する物件（法第6条）

「土地に定着する物件」とは、継続的に土地に付着せしめられた状態で使用される物であって、土地とは別個の独立物と考えられるものをいう。

例えば、立木収用の例としては、全ての立木が本条に基づく収用又は使用の目的物となるわけではなく、土地とは独立の取引価値が認められるもののみが本条の適用対象となり、それ以外は同法第2条の適用対象である。
- (4) 土地に属する土石砂れき（法第7条）
- (5) 拡張収用
残地収用（法第76条）、移転困難又は移転料多額の場合の物件収用（法第78条、法第79条）、土地の使用に代わる収用（法第81条）

4 収用の効果

収用は、前主の権利を引き継ぐ承継取得ではなく、前主の権利に基づかない完全な権利の取得、すなわち原始取得であると解されている。従って、被収用者の氏名・住所が不明であっても収用手続きを進行させることができ、収用の効果を発生させることができる（法第36条、法第40条、法第47条の3、法第48条、法第49条）。

5 収用と使用

事業認定申請における「収用」と「使用」の区分の基準については、法令上何ら定めがない。

法第81条第1項に「土地の使用が3年以上にわたるとき、土地の使用に困って土地の形質を変更するとき、又は使用しようとする土地に土地所有者の所有する建物があるときは、土地所有者は、その土地の収用を請求することができる」との規定があるが、これは、以上の要件を充足する場合においても、土地所有者は収用請求をせず、土地所有権を留保しておく自由があるわけであるから、以上の要件を充足するからといって、それをもって直ちに起業者の側から収用の事業認定申請を行い得るものではない。

収用、使用の区分は、結局は社会通念によって判断するほかない。社会通念に照らしたときには、土地所有権の内容である土地利用の権能が全面的に、かつ、恒久的に行使できなくなる場合は、収用を認めるべきであり、これ以外の場合は、所有権の取得まで認められず、使用で足りる。

使用の場合で、使用の期限を定めているときは、使用期間満了後の返還、原状回復義務がある。

以上の基準について、さらに詳細に述べれば、次の場合は使用で足りる。

- (1) 土地利用の権能が全面的に行使できなくても、その状態が一定期間続くのみで恒久的でない場合

例えば、工事期間中のみ必要な現場事務所、作業ヤード、工事用道路等の用地がその例である。

- (2) 土地利用の権能が一部制限されるのみで、全面的な制限を受けるわけではない場合

ア 空中使用（空間使用）…（例）架空送電線の用地

イ 地下使用…（例）トンネルや暗渠（あんきょ：地下水路）の用地

これらについては、土被り（どかぶり：トンネル等の上端から地表面までの土砂や岩盤のかぶる高さ）の厚薄により収用と使用の限界の設定をどこにおくかが実務上しばしば問題となる。

岐阜県では「土被りがトンネル構造物から地表まで10m以上となる地下を使用する場合で、地表部の現況は雑木林であり、そのうえ急峻な地形でもあるため、将来ともに林地としての使用する」使用の事例がある。

- (3) その他不作為義務を設定するための場合

ア 危険物の貯蔵所については、一定の保安距離が法令上要求されている。

イ 石油パイプラインの導管についても同様の定めがある。

このような保安距離内の土地について、一定の不作為義務を設定することを目的とし、土地を使用する必要が生ずる場合がある。

6 法四条地

法第3条に規定する事業の用に供していたとしても、特別の必要があれば、収用を認めることとしている。

「特別の必要」とは、現に供している事業よりも、新たにそれを収用しようとする事業の公益性が大きい場合をいう（法第4条）。

7 土地収用法の手続

法は、収用に関して、要件、手続、効果及び損失の補償等について規定している。手続については、厳格、かつ、詳細に定めているが、大別すると次の二つの手続に分けることができる。

(1) 事業の認定の手続

個々具体の事業の「公益性」等を判断する手続。

事業の認定は、起業者の種別等に応じて、国土交通大臣又は都道府県知事が行う。

(国、県等の事業…国土交通大臣又は地方整備局長)

(市町村等の事業…都道府県知事)

(2) 収用の裁決の手続

被収用者に対し、「正当な補償」を確保する手続。

収用の裁決は、収用委員会が行う。

8 収用委員会

収用委員会は、独立した行政委員会として各都道府県に置かれ、7人の委員で構成される合議制の準司法的機関である（法第51条、法第52条）。

収用委員会の機能は、事業の認定があった事業について、起業者からの収用の裁決の申請を受けて、公正、中立な立場で審理等を行い、損失の補償等を裁決する。

9 収用の当事者

(1) 起業者

起業者とは、法第3条の各号に規定する収用適格事業を行う者であり、申請に係る事業の施行について法律上の権限を有する者（具体的には、収用する土地の上に施設を設置し、管理する権限を有する者）をいう。

単なる事業の受託者や用地先行取得を行う土地開発公社は、起業者とはならない（法第8条）。

起業者は、収用手続の一方の当事者として、事業準備のための土地の立入り、事業認定申請、土地調書・物件調書の作成、裁決の申請、収用裁決に基づく補償金支払等の行為を行い、最終的には、起業地の所有権の取得、土地の引渡し等収用裁決の効果を受けることとなる。

(2) 被収用者

被収用者とは、土地等の収用により受ける損失の補償を起業者に対して請求する地位に立つ次の者をいう。

ア 土地所有者（法第8条第2項）

土地所有者とは、収用又は使用に係る土地の所有者をいう。登記簿上の所

有者ではなく、**現実に土地等の所有権を有する者**である。

したがって、所有権移転登記が完了していなくても、所有権の移転が明確である限り、事実上の所有者が土地所有者として取り扱われることとなる。

イ 関係人（法第8条第3項）

① 土地を収用又は使用する場合

A 土地に関して所有権以外の権利を有する者

- a 用益物権を有する者（地上権者、永小作権者、地役権者、入会権者、採石権者）
- b 担保物権者（質権者、抵当権者、留置権者、先取特権者）
- c 債権者（賃借権者、使用借権者、転貸借権者、転使用権者）
- d その他の権利者（公法上の使用権者）

B 土地にある物件に関して権利を有する者

- a 物件の所有者（建物の所有者等）
- b 物件に関して所有権以外の権利を有する者（建物の抵当権者、建物の借家人等）

② 権利を収用又は使用する場合

権利に関して質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利その他の権利を有する者

③ 物件を収用又は使用する場合

物件に関して所有権以外の権利を有する者

④ 土石砂れきを収用又は使用する場合

土石砂れきの属する土地に関して所有権以外の権利を有する者及びその土地の上にある物件に関して所有権その他の権利を有する者

⑤ 「土地又は物件に関する所有権以外の権利を有する者」には、土地若しくは物件又は土地若しくは物件に関する所有権以外の権利について、仮登記上の権利又は既登記の買戻権を有する者、既登記の差押債権者及び既登記の仮差押債権者も含まれる（法第8条第4項）。

(3) 準関係人

準関係人とは、裁決申請に係る土地等に関する権利について、仮処分をした者その他損失補償の決定によって権利を害されるおそれのある者をいい、次の権利等を有する（法第43条第2項）。

- ① 収用委員会に意見書を提出することができる。
- ② 収用委員会から審理開始の通知書を受け取ることができる（意見書を提出した準関係人に限る。）。
- ③ 準関係人の損失の補償に関する申立てが被収用者の申立て額を超えるときは、準関係人の申立てを上限として裁決される（法第48条第3項）。

10 土地収用法における行政庁

- (1) 事業の準備のための土地立入の許可・通知……………知事、市町村長
(法第11条、第12条)
- (2) 障害物の伐除及び土地の試掘等の許可……………知事、市町村長
(法第14条)
- (3) 事業の認定に関する処分……………国土交通大臣、知事
(法第17条)
- (4) 収用又は使用の裁決……………収用委員会
(法第47条の2)
- (5) 代執行又は代行……………知事、市町村長
(法第102条の2)
- (5) 事業認定申請書、裁決申請書の公告・縦覧……………市町村長
(法第24条、法第42条)
- (6) 起業地を表示する図面の長期縦覧……………市町村長
(法第26条の2)

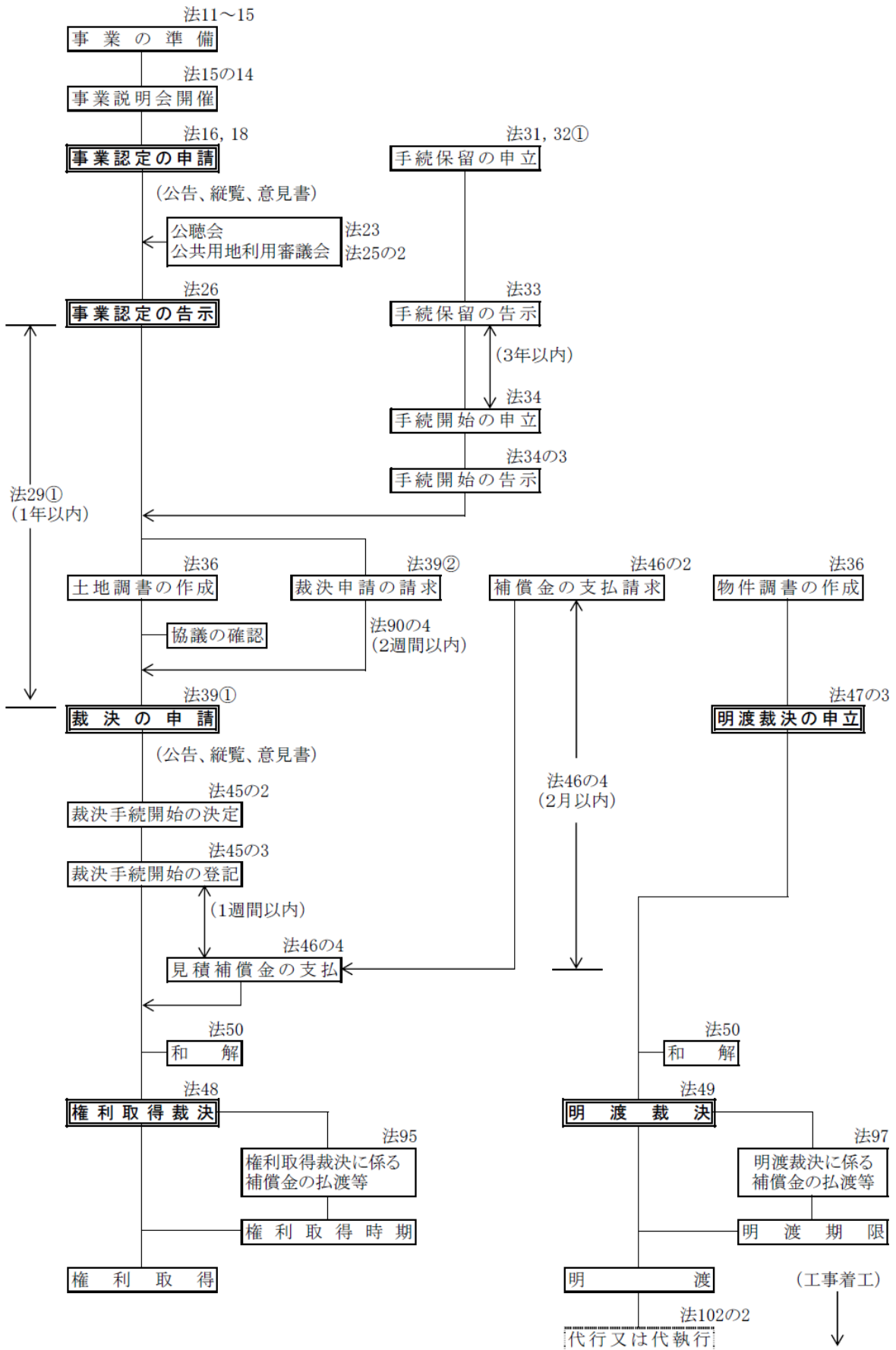
11 他の法令との関係

- (1) 法以外の法律による収用又は使用
 - ア 都市計画事業の特例（都市計画法第69条、第70条、第71条）
都市計画事業は、法第3条各号のいずれかに該当するものとみなして法の規定を適用することとし、都市計画法第59条の認可又は承認をもって、法第20条の事業の認定に代えるものとされている。
 - イ 住宅地区改良法（第13条） 改良地区内の土地の整備
 - ウ 道路法（第66条） 材料置場又は作業場としての土地の一時使用
 - エ 河川法（第89条） 材料置場又は作業場としての土地の一時使用
 - オ 道路法（第68条） 非常災害時の土地の一時使用、土石・竹木等の使用又は収用
 - カ 河川法（第22条） 非常災害時の土地の一時使用、土石・竹木等の使用又は収用
 - キ 水防法（第28条） 非常災害時の土地の一時使用、土石・竹木等の使用又は収用
(上記の他多数ある。)
- (2) 各種法令において、法の規定に該当する事業の場合又は法の処分があった事業である場合等（事業が法第3条各号のいずれかに該当する場合、事業の認定があった場合、土地が収用された場合等）について特別の規定をおいているものがあるので、留意しておく必要がある。

<規定している法律の例>

- 租税特別措置法
 - 公有地の拡大の推進に関する法律
 - 農地法
 - 農業振興地域の整備に関する法律
- (上記の他多数ある。)

12 土地収用法の主要手続図



Ⅱ 事業の認定

Ⅱ 事業の認定

1 事業の認定の意義

事業の認定とは、法第3条各号に列挙されている事業に該当するものについて、その事業に関する起業者の意思と能力、起業地及び事業計画等を検討し、当該事業が土地を収用し、または使用するだけの公益性があるか、その事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであるか等を判断する行政機関（国土交通大臣、都道府県知事）の処分行為である。

なお、事業の認定を受けても、引き続き任意の交渉は可能であり、当事者間で妥結したことにより収用委員会へ裁決の申請をすることなく解決する例も多く見られるところである。

2 事業認定の申請の時期

国土交通省直轄事業については、「事業認定等に関する適期申請の等について」（平成15年3月28日付け国総国調発第191号、国都公緑第235号、国河総第1867号、国道国第345号、国港管第1177号、国空管第320号）による通知があり、本通知により適期に申請が行われることが望ましい。

- (1) この通知は、原則として、1つの事業認定申請単位における用地取得率が80%となったとき、又は用地幅杭の打設から3年を経たときのいずれか早い時期を経過したときまでに、収用手続に移行するものとしている。

(注)「用地取得率」とは、法第8条第2項及び第3項に定める土地所有者及び関係人の全体数に対する契約済の割合をいう。

「用地幅杭の打設」とは、1つの事業認定申請における打設の終了時点をいう。

- (2) 次に掲げる事業については、ルール適用の例外とすることができる。

ア 大規模な事業

- ① ダム建設事業
- ② 放水路事業、バイパス道路事業等で土地所有者・関係人数がおおむね200以上の事業

イ 特別な事情のある事業

- ① 収用手続の実施により、地元の協力関係が失われることが確実に見込まれる事業
- ② 用地幅杭の打設から3年を経た時点において、用地取得率が著しく低く、職員の処理能力等から収用手続を実施することが困難である事業

- ③ 用地幅杭の打設後おおむね1年以内に用地業務が完了することが見込まれる小規模な事業

3 事業認定庁

事業の認定を行う行政機関は、当該事業の起業者、事業の種類、事業施行区域等によって、国土交通大臣と知事とに分かれている。大臣認定のうち一部は、地方整備局長へ権限が委譲されている。

(1) 国土交通大臣認定

- ア 国又は都道府県が起業者である事業（公社、公団等を含む。）
- イ 起業地（事業を施行する土地）が2以上の都道府県の区域にわたる事業
- ウ 一の都道府県の区域を越え利害の影響を及ぼす事業等で重要事業

(2) 知事認定（自治事務）……（県県土整備部用地課）

- ア その他の事業（市町村等が起業者である事業）

4 事業の単位

事業の認定の対象となる事業の単位（区間、範囲）は、当該事業の公益性や土地利用の合理性等の判断が可能な一つのまとまりである必要がある。

5 事業の認定の要件

（事業の認定の要件）

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

事業の認定を受けるためには、その事業が、法第20条各号に掲げる4つの要件をすべて満たすものでなければならない。

このうち、「事業を遂行する十分な意思と能力を有する」とは、用地問題さえ解決すれば、起業者が実際に事業を遂行しうる各種の準備が整えられていることであり、「意思」については、議会の議決の有無、起業者が一般法人の場合は当該法人としての正式な意思決定の有無等が判断の基準となる。

また、「能力」については、法的能力、経済的能力等が問題となり、当該事業を施行する権限、必要な財源措置、組織及び職員の配置状況等、起業者が実際に事業を遂行できる体制を整備しているか否かが判断の基準となる。

6 事業の認定の効果

事業の認定の告示が行われることにより、当該土地が起業地として確定し、収用に向けて円滑な準備等ができるよう、種々の効果が生じる。

事業の認定の主な効果としては、次のものがある。

(1) 起業地の範囲の確定（法第26条、法第26条の2）

事業の認定があると、官報（国土交通大臣認定の場合）又は県公報（知事認定の場合）で、起業者の名称、事業の種類、起業地及び事業の認定をした理由等が告示されるとともに、起業地が所在する市町村の長は、事業認定庁から事業の認定があった旨の通知を受けたときは、直ちに、送付を受けた「起業地を表示する図面」を、事業の認定が効力を失う日又は土地等の取得完了等の通知を受ける日まで、公衆の縦覧に供しなければならない。

事業の認定の告示によって、収用の対象となる起業地の範囲が確定する。

(2) 土地の保全義務（法第28条の3第1項）

事業の認定の告示があった後においては、何人も、知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。

(3) 関係人の範囲の制限（法第8条第3項ただし書）

事業の認定の告示があった後において新たな権利を取得した者は、既存の権利を承継した者を除き、関係人に含まれない。

(4) 土地所有者等の受ける補償等についての起業者の周知措置義務（法第28条の2、法第34条の5）

起業者は、事業の認定又は手続開始の告示があったときは、直ちに土地所有者等に対して、これらの者が受けることができる補償等について周知させるため必要な措置を講じなければならない。（「別記様式1」の周知事項を記載した小冊子及び「別記様式2」の掲示板を作成し、周知事項を記載した小冊子は起業地の存する市町村役場の関係課、事業担当事務所等において保管し、土地所有者及び関係人から請求があれば配付すること。ただし、起業者がすでに確知している土地所有者及び関係人には、個別に通知するのが望ましい。また、掲示板は、起業地又はその周辺の適当な場所（2箇所程度）に掲示すること。）

これは、事業の認定等の告示に伴い、土地所有者等に補償金の支払請求権等の各種の権利が発生することとなるが、これらの手続を知らないと権利行使の機会を失い、不測の不利益を受けるおそれがあるため、起業者に対し、補償等の周知義務を課したものである。

周知措置を講ずべき事項は法第28条の2及び土地収用法施行規則（以下「規則」という。）第13条の2により次のとおり定められている。

- ア 補償に関する事項
- イ 裁決申請の請求に関する事項
- ウ 補償金の支払請求に関する事項
- エ 明渡裁決の申立てに関する事項
- オ 上記の小冊子を配布する場所（掲示板に限る。）

これらに対する具体の記載例として、「昭和42年12月19日建設省計総発第313号計画局長通達」がある。

市道〇〇号線改築工事（〇〇バイパス：岐阜県〇〇市
〇〇町〇〇地内）に関する土地収用法における補償等
についてのお知らせ

〇 〇 市

はじめに

〇〇市が、現在、皆さんにご協力をお願いして施行しております市道〇〇号線改築工事（〇〇〇バイパス：岐阜県〇〇市〇〇町〇〇地内）について、●●〇〇年〇〇月〇〇日付け岐阜県告示第〇〇〇号をもって土地収用法（昭和26年6月9日法律第219号）第26条第1項の規定による事業の認定の告示がありました。

この告示がなされますと、この事業用地に対する補償額の算定は告示の時の価格が基準となるなど、土地収用法に基づく種々の効果がこの日から発生します。

このパンフレットは、その主なことがらや今後の必要な手続きなどについて、皆さんに知っていただくため、同法第28条の2の規定により作成したものです。

目次

1	土地所有者及び関係人が受けることができる補償・・・・・・・・・・	1
2	裁決申請の請求と補償金の支払請求について・・・・・・・・・・	2
3	明渡裁決の申立てについて・・・・・・・・・・	3
4	その他・・・・・・・・・・	4
様式第1	裁決申請請求書・・・・・・・・・・	5
様式第2	補償金支払請求書・・・・・・・・・・	6
様式第3	明渡裁決申立書・・・・・・・・・・	7

1 土地所有者及び関係人が受けることができる補償

(1) 補償の範囲について

土地を収用し、又は使用する場合には、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償のほか、移転料、営業上の損失など収用又は使用によって通常生ずる損失が補償されます。

ア 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償

土地又は土地に関する所有権以外の権利については、事業認定（手続開始）の告示の日（●●〇〇年〇〇月〇〇日）現在の価格で、その価格が固定されます。補償金は、固定された価格にこの告示の日から権利取得裁決の時（補償金の支払請求を行った方については、支払期限）までの間の物価の変動に応ずる修正を加えて算定されます（土地収用法第71条。）

イ ア以外の損失の補償

移転料、営業上の損失など収用又は使用によって通常生ずる損失については、価格の固定はなく、明渡裁決の時の価格によって算定されます。

(2) 関係人の範囲の制限について

土地所有者以外の方でも、土地又は土地にある物件に関して権利を有している方（借地権者、借家人等）は、収用又は使用の手続上当事者として取扱われることになっており、損失の補償を受けることができます（土地収用法では、これらの方を「関係人」と呼んでおります。）。ただし、事業認定（手続開始）の告示があった後に新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれないこととされますので、損失の補償を受けることができません（例えば、この告示前から存在していた借地権の譲渡を受けた方は関係人となりますが、この告示以後に設定された借地権を取得した方は関係人とはなりません。）（土地収用法第8条第3項ただし書）。

(3) 裁決手続開始の登記の効果について

起業者から収用又は使用の裁決申請があり、裁決申請書等の関係市町村での縦覧手続等が終了した後、収用委員会は、裁決手続開始の決定をし、その旨を公告するとともに、裁決手続開始決定に係る土地及びその土地に関する所有権以外の権利について、裁決手続開始の登記を嘱託します。

この登記には、処分制限の効力が認められておりますので、登記があっ

た後に登記に係る権利の承継等があっても、起業者は、原則として裁決手続開始の登記があった時点での権利者を相手として手続を進めることとなります。

したがって、この登記後に権利を取得した方は、補償金の支払いを受けられません。ただし、相続による承継等、例外として承継者を相手として手続を進める場合もございます（土地収用法第45条の3）。

(4) 損失補償の制限について

土地所有者又は関係人は、事業認定（手続開始）の告示の後において、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置しようとする場合は、あらかじめ岐阜県知事の承認を得る必要があります。この承認を得ていない場合には、これらに関する損失の補償を請求することができなくなりますので、ご注意ください（土地収用法第89条第1項）。

2 裁決申請の請求と補償金の支払請求について

事業認定（手続開始）の告示があった土地については、裁決申請の請求と土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払請求をすることができることになっておりますので、次の説明を参照のうえ、必要な場合は手続を行ってください。

(1) 裁決申請の請求について

ア 次の方は、裁決申請の請求ができることになっております。ただし、一団の土地の一部だけの土地についてのみを請求することはできません（土地収用法第39条第2項）。

① 土地所有者

② 土地に関して所有権以外の権利をお持ちの方（借地権者等）。ただし、先取特権を有する方、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者は、除かれます。

イ 裁決申請の請求は、起業者（〇〇市 代表者 〇〇市長 〇〇〇）に対し、裁決申請を行うよう求めるもので、この請求があると、起業者は、2週間以内に裁決申請を行うことになっております。

ウ 裁決申請の請求の手続は、別紙様式第1の裁決申請請求書により行うことになっております。この場合には、請求される方が土地所有者又は関係人であることを証する書面（登記簿謄本、契約書の写し、土地所有者の証

明書等)を添付する必要があります。

(2) 補償金の支払請求について

ア 次の方は、補償金の支払請求ができることになっております。ただし、一団の土地の一部だけの土地についてのみを請求することはできません(土地収用法第46条の2第1項)。

① 土地所有者

② 土地に関して所有権以外の権利をお持ちの方(借地権者等)。ただし、先取特権を有する方、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者は、除かれます。

イ 補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せて行うのが原則です。

ただし、次の場合には、裁決申請の請求と併せて行う必要はなく、直ちに、補償金の支払請求をすることができます(土地収用法第46条の2第2項)。

① 起業者が既に裁決の申請をしている場合

② 他の土地所有者又は関係人の方が、既に裁決申請の請求をしている場合

ウ 補償金の支払請求がございまして、請求の日から2箇月以内か裁決手続開始の登記がされた日から1週間以内のいずれか遅い日までに、当方が適正に見積った補償金をお支払いいたします(土地収用法第46条の4)。

エ 補償金の支払請求の手続は、別紙様式第2の補償金支払請求書により行うことになっております。

裁決申請の請求をする場合と同様に、請求される方が土地所有者又は関係人であることを証する書面(登記簿謄本、契約書の写し土地所有者の証明書等)を添付する必要がありますが、裁決申請の請求と併せて補償金の支払請求をする場合は、当該書面は裁決申請の請求書にのみ添付してください。

オ 残地の収用又は土地の使用に代わる収用を希望される土地所有者は、あらかじめ、岐阜県収用委員会宛てに、残地収用又は土地収用を請求する旨の意見書を提出したうえで、補償金の支払請求をしてください(土地収用法第76条第1項、第81条第1項及び第87条)。

3 明渡裁決の申立てについて

土地所有者及び関係人(裁決申請の請求又は補償金の支払請求の場合と異なり、すべての関係人を含みます。)の方で早期移転を希望される方は、裁決申請

がなされた後は、収用委員会に対し、明渡裁決の申立てができます（土地収用法第47条の2第3項）。

- (1) 明渡裁決の申立ては、申立てを行う方が土地所有者又は関係人であることを証する書面（登記簿謄本、契約書の写し、土地所有者の証明書等）を添付し、別紙様式第3の明渡裁決申立書により行ってください。
- (2) この申立てがございましたら、明渡裁決のために必要な審理が開かれ、移転料、営業上の損失等の通常生ずる損失の補償額や土地の引渡し及び建物等の移転の期限が定められます。

4 その他

詳細については、土地収用法の各条項を参照していただきたいと思います
が、ご不明な点がございましたら、当方へお問い合わせください（担当：〇〇
部〇〇課）。

年 月 日

起業者 〇〇市

代表者 〇〇市長 ○ ○ ○ ○

(電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇)

土地所有者

関係人 各位

裁 決 申 請 請 求 書

年 月 日

起 業 者 様

請求人 住所
氏名

土地収用法第 3 9 条第 2 項の規定によって、下記により、裁決申請を請求します。

記

- 1 土地の所在、地番及び地目等
- 2 権利の種類及び内容

補償金支払請求書

年 月 日

起業者様

請求人 住所
氏名

土地収用法第46条の2第1項の規定によって、下記により、補償金の支払いを請求します。

記

- 1 土地の所在、地番及び地目等
- 2 権利の種類及び内容

明 渡 裁 決 申 立 書

下記により、土地収用法第47条の2第3項に規定する明渡裁決の申立てをします。

記

- 1 起業者の名称
- 2 事業の種類
- 3 土地の所在、地番及び地目等
- 4 権利取得裁決の有無及び既になされているときは、その年月日

年 月 日

申立人 住所
氏名

岐阜県収用委員会 御中

土地収用法に基づく補償等についてのお知らせ

起業者〇〇市が皆様のご協力により進めております市道〇〇号線改築工事（〇〇バイパス：岐阜県〇〇市〇〇町〇〇地内）について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け岐阜県告示第〇〇〇号をもって土地収用法による事業認定（手続開始）の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事項についてお知らせします。

記

- 1 事業認定（手続開始）の告示があった土地
岐阜県〇〇市〇〇町〇〇地内
（注）この土地を表示する図面は、〇〇市役所〇〇部〇〇課でご覧ください。
- 2 土地価格の固定について
前記1の土地については、事業認定（手続開始）の告示があった日をもって土地価格が固定されることとなります。
- 3 関係人の範囲の制限について
事業認定（手続開始）の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。
- 4 損失補償の制限
事業認定（手続開始）の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し、又は増改築等をするときは、あらかじめ岐阜県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- 5 裁決申請の請求について
裁決申請は起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する関係人は、当該土地について、起業者に対し、裁決申請を行うよう請求することができます。
- 6 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する関係人は、起業者に対し、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せて行う必要があります。
- 7 明渡裁決の申立てについて
明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるとき等は、直接、岐阜県収用委員会宛てにすることができます。
- 8 パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は、〇〇市役所〇〇部〇〇課にお越しください。
- 9 その他不明な点については、〇〇市役所〇〇部〇〇課（電話 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 内線〇〇〇）に照会願います。

年 月 日 〇 〇 市

7 事業認定後における起業地の範囲等の変更

(1) 事業認定後起業地の変更があった場合の措置

ア 起業地の範囲が増加した場合（次のウに該当する場合を除く。）は、その部分について事業の認定を新たに受け、その部分の補償額は、この新たな事業認定時を基準とすることになる（その部分について土地収用等の必要がないときは、新たな認定を受ける必要はない。）。

イ 起業地の範囲が減少した場合には、起業者は、遅滞なく、知事にその旨を届け出るとともに、規則第13条の3に規定する周知措置を講じなければならない。

ウ 起業地の増減に伴い、法第47条第2号の事業計画に著しい変更がある場合は、計画全体について、改めて事業認定を受ける必要がある（計画の変更部分について土地収用等の必要がない場合であっても、改めて事業認定を受ける必要がある。）。この場合、従前の事業認定は、改めて事業認定を受ける前に速やかに失効させることとなる。

エ 収用の事業認定を受けていた起業地が事業計画の変更に伴い、使用で足りることとなった場合には、その変更が法第47条第2号の要件（事業計画の著しい変更）に該当しない限り、改めて事業認定を要せず、そのまま収用手続きを進めることができる。

これに対し、使用の認定を受けたものを収用に変更しなければならない場合には、改めて認定庁の判断が必要であり、起業者は事業認定を受け直さなければならない。

8 事業の認定の失効

事業の認定は、次の場合には将来に向かってその効力を失う。

(1) 起業者が事業の認定の告示の日から1年以内に収用又は使用の裁決の申請をしないとき（法第29条第1項）。

（注）都市計画事業の特例…事業施行期間内（都市計画法第71条第1項）

(2) 起業者が事業の認定の告示の日から4年以内に明渡裁決の申立てをしないとき（法第29条第2項）。

(3) 収用の手続を保留した土地について、事業の認定の告示の日から3年以内に手続開始の申立てをしないとき（法第34条の6）。

(4) 事業の廃止、変更により土地等を収用する必要がなくなった場合で知事がその旨を告示したとき（法第30条第4項）。

9 収用又は使用の手続の保留

起業者は、起業地が広範囲にわたる大規模な事業等において、用地職員の配置の都合や予算の制約等の理由によって、起業地の全部又は一部について事業認定後の

収用又は使用の手続を保留することができる。しかし、「起業者としては、予算措置及び用地職員の集中活用により、できるだけ手続保留を避けるよう運用に努力すべきである」旨の通達の主旨に留意する必要がある（昭和42年12月19日付け建設省計画局長通達建設省計総発第313号）。

手続保留された範囲の土地については、手続開始（手続保留の解除）のときまで事業認定による主な効果は発生せず、裁決申請期限が猶予される。

(1) 手続保留の申立て（法第32条第1項）

事業の認定の申請と同時にしなければならない。

(2) 手続開始の申立て（法第34条）

起業者は、事業の認定の告示があった日から3年以内に都道府県知事に手続を開始する旨の申立てをしなければならない。この期間内に手続開始の申立てをしないときは、事業の認定は将来に向かって失効する。

Ⅲ 事業認定申請の準備

Ⅲ 事業認定申請の準備

1 事業の準備のための立入

事業を実施するにあたってはその準備のため、他人の占有する土地に立ち入って調査測量等を行う必要があるが、占有者等の同意が得られないため測量調査等の円滑かつ適切な実施を図ることができない場合がある。

そこで、法第3条各号の収用適格事業については、起業者（国又は地方公共団体の場合を除く。）は、土地立入の許可を知事から受ければ、土地占有者の同意が得られなくても当該土地に立ち入ることができる（法第11条第1項）。

なお、起業者が国又は地方公共団体の場合は、知事にあらかじめ通知すれば足り、許可を受ける必要はない（法第11条第1項ただし書き）（通知書については、別記様式1を参照）。

ただし、いずれの場合も、立ち入ろうとする日の5日前までに、立ち入ろうとする者がその日時及び場所を市町村長に通知する必要がある（法第12条第1項）。また、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入の際あらかじめその旨を占有者に告げなければならない（法第12条第3項）。

事業準備のための立ち入りは、土地の占有者に同意を得て行うことが原則である。

したがって、土地立入許可や知事への通知により立ち入りを行う場合は、次の事情等により調査測量等の円滑かつ適切な実施を図ることができないと判断される時とする。

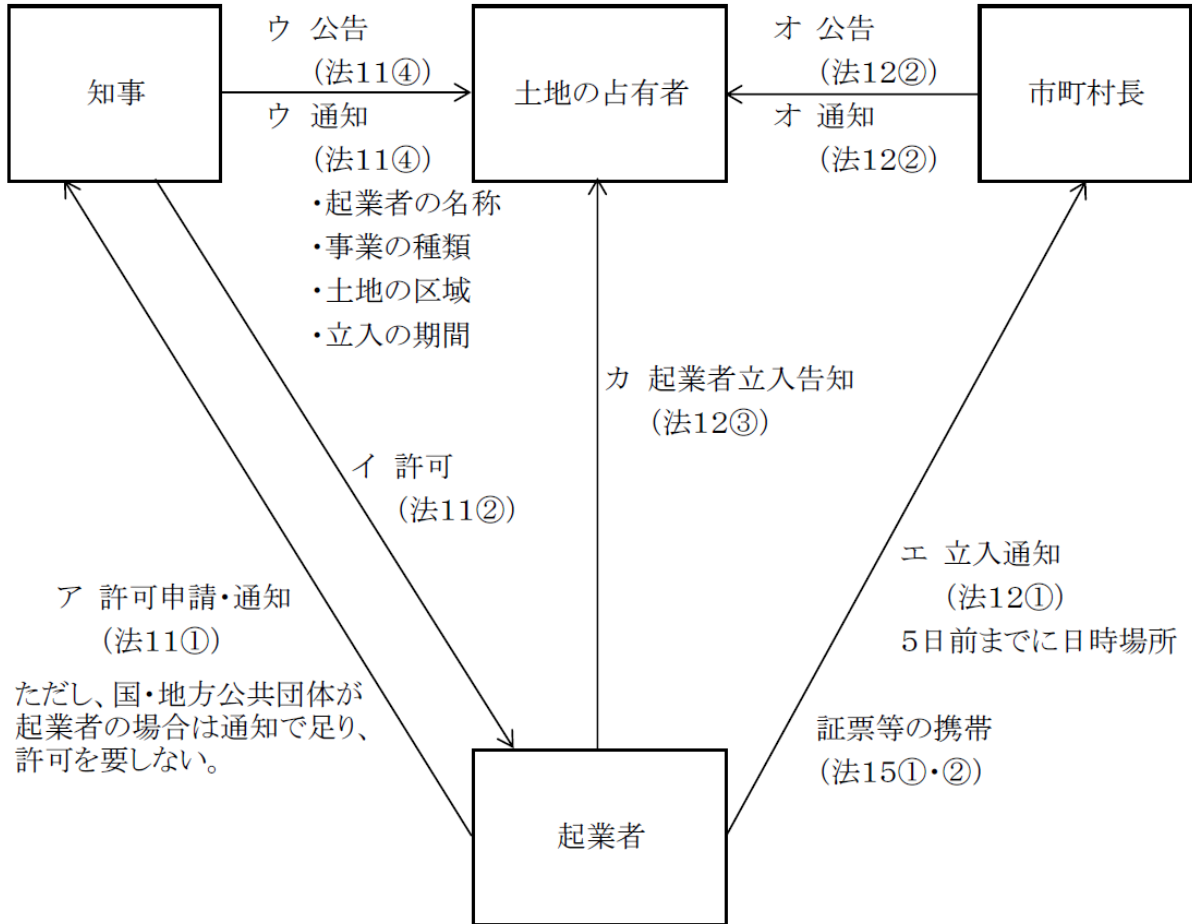
- (1) 任意協議により、鋭意努力を重ねても占有者の同意が得られない。
- (2) 占有者が居所不明等により、同意を得ることが不可能である。

立入許可を得ようとする事業は、法第3条各号の収用適格事業に該当していればよく、事業認定の要件（法第20条）を満たしている必要はない。

なお、他の法律（道路法第66条、河川法第89条等）による立入権が認められ、更に、法による立入権が認められている場合は、何れの規定に基づいても立ち入りすることができる。

事業の準備に係る手続

○土地の立ち入りの場合



別記様式1（記載例）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 ○○ ○○ 様

起業者 岐阜県○○市◇丁目×番×号

○ ○ 市

上記代表者 ○○市長

印

土地立入通知書

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により、下記により土地に立入るので、通知する。

記

- 1 事業の種類 市道○○線改築工事（岐阜県○○市○○地内）
- 2 立ち入ろうとする土地の区域
岐阜県○○市大字△△字□□並びに大字××字△△、字◇◇、及び字▽▽地内
- 3 立入期間
（自） 年 月 日
（至） 年 月 日
- 4 立入の目的
- 5 土地の占有者の住所、氏名

留意点

- 1 申請は原則として起業者が行う。起業者以外に代理人が申請することもできるが、委任関係を証する書面を添付すること。
- 2 事業の種類は、なるべく具体的に記載すること。
- 3 立ち入ろうとする土地の区域の記載は、原則として地番で表示すること。ただし、地番の確知ができないとき、又は、広範囲にわたる場合でこれによることが適当でないときは、縮尺5万分の1程度の平面図、土地立入区域図を添付し、対象区域を赤色で着色したうえで、郡、市、町村、大字及び字をもって表示すること。
- 4 立入の目的は、その内容を簡単に記載すること。
- 5 土地の占有者の住所、氏名を確認し得ない場合は、省略しその旨を記載する。
- 6 都市計画事業は、法第3条に規定する事業に該当するものとみなされ本法による土地の立ち入りは可能である。

2 事業認定申請書類の準備

- (1) 事業の目的と内容を明確にし、具体的な事業計画を策定するために必要な調査、測量、設計等を十分に行い、事業の内容を固める。
- (2) 法第20条各号の要件を整える。
 - ア 法第3条の何号に該当する事業を行うものであるかを明らかにすること（同条第1号）。
 - イ 事業実施についての意思決定（議会の議決）、財源措置（予算の計上）を有すること（同条2号）。
 - ウ 土地の適正かつ合理的な利用に寄与する事業であること（同条3号）。
 - エ 土地を収用するだけの公益上の必要がある事業であること（同条4号）。
- (3) 事業の認定を受ける区間又は範囲を検討・決定し、位置図を作成する。

また、起業地について、公簿及び現況地目別の実測面積（丈量図等の作成）を求め、補償対象物件（建物等）の調査を行う。
- (4) 起業地及び起業地周辺の現況を正確に表している地形図をもとにして、収用の部分を明確に区分し、起業地表示図を作成する。
- (5) 起業地表示図をもとに、公共・公益施設（法四条地）を調査し、法四条地に関する土地調書及び法四条地図面を作成する。

また、法四条地施設の管理者に対し、意見を照会する。
- (6) 起業地内に、法令上の土地利用制限が課せられている場合は、その根拠法令、制限の区域及び制限の様態（種別・程度）等を調査し、法令制限地調書及び法令制限地表示図を作成する。

また、所轄の行政機関に対し、意見を照会する。
- (7) 事業の施行上、監督行政機関の免許、許認可、施行命令等が必要である場合は、これらの処分を得る、又は当該行政機関に対し、意見を照会する。
- (8) 利害関係者に対し、事業の目的及び内容を説明するために、事業説明会を開催する。
- (9) 事業計画表示図（計画平面図）を作成する。

起業地表示図が現況を表わすのに対し、この事業計画表示図は事業完成後の姿を表わすものであり、固まった事業計画に基づく明確なもの（少なくとも基本設計）でなければならない。
- (10) 建物等の施設については、各階平面図、立面図、側面図等を作成する。
- (11) 起業地表示図等を確認するために字絵図を添付し、字絵図の上における起業地の範囲を示す。この場合、起業地を含むこととなる字がすべて字絵図の上に見えるようにするものとする。

3 事業の説明のための会合

起業者は、事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ国土交通省令で定める事業の説明のための会合（以下「説明会」という。）を開催し、事業の目的及び内容を、事業の認定について利害関係を有する者に説明をしなければならない（法第15条の14）。

ここで云う利害関係を有する者とは、直接、間接を問わず、広い意味で事業の認定について「利害関係を有する者」である。従って、地権者や地元自治会等を対象にして行った会合は、説明会とはならない。

(1) 開催する場所及び時間

説明会を開催する場所及び時間は、できる限り、事業の認定について利害関係を有する者の参集の便を考慮して定める。

(2) 説明会開催の周知

ア 周知方法

説明会の周知は、起業地の存する地方の新聞紙に、遅くとも開催日の8日前までに「公告」をもって行わなければならない（規則第1条の2第1項第2号）。単に「行事案内」程度の新聞記事として掲載するものは公告にはあたらない。

イ 公告内容

新聞紙に公告する事項は以下のとおりである。

- ①起業者の名称及び住所
- ②事業の種類
- ③事業の施行を予定する土地の所在
- ④会合の場所及び日時

上記公告事項に遺漏があった場合は、再度公告を行わなければならないので注意すること

ウ 権利の提供に同意していない権利者に対する通知措置

事業を施行する土地に権利を有する者のうち、権利の提供に同意していない者に対し、公告とは別に、前記イの①から④までの内容について文書をもって通知しなければならない。通知は説明会開催日の8日前までに発送する必要がある（規則第1条の2第2項）。

(3) 説明会の開催

ア 説明の内容

説明会では、事業の目的及び内容を説明することになるが、そこで説明した事業区域と異なる起業地で事業認定申請することはできない。よって、早い段階で説明会を実施しようとする場合等には、必要に応じて複数の案や幅のある起業線に基づく土地の区域を事業予定地として、新聞で公告する必要がある。

なお、説明会は収用を前提としてではなく、事業認定における前段の手続き

として位置づけられる。

イ 説明会の打ち切り

以下の場合には、説明会を打ち切ることができる。

- ①開催時に参加者がいないとき。
- ②起業者（その職員又は代理人を含む。）若しくは参加者の身体に危害が加えられ、又はその著しいおそれがあるとき。
- ③開催する施設若しくはその設備が破壊され、損傷され、若しくはその使用を困難にする行為がされ、又はその著しいおそれがあるとき。

説明会を打ち切ったときは、開催予定の期間中、会場又はその付近に打ち切った旨を掲示しておかなければならない。

IV 事業の認定の手続

IV 事業の認定の手続

1 事業の認定の手続（知事認定の場合）

- (1) 事業認定申請の準備
事前打合せ
- (2) 事業説明会の開催
- (3) 事業認定申請 [起業者→知事]
- (4) 事業認定申請書及び添付書類の欠陥の補正又は却下
- (5) 事業認定申請書及び添付書類の写しの送付 [知事→市町村長]
- (6) 市町村長による公告及び2週間の縦覧
(注：公告の日（縦覧開始日）を含め、15日間。ただし、最終日が日曜・休日の場合その翌日まで)
 - ア 公告 (①告示例)
 - イ 縦覧 (知事から送付を受けた事業認定申請書及び添付書類の写を縦覧)
- (7) 利害関係人からの公聴会開催請求書、意見書の提出（2週間の縦覧期間内に知事に提出）
- (8) 2週間の縦覧の終了報告 [市町村長→知事] (②縦覧終了報告)
- (9) 意見聴取等
 - ア 法四条地の管理者、関係行政機関、専門的学識・経験者の意見
(知事が必要と認めるとき)
 - イ 公聴会による一般の意見 (利害関係人から開催請求書提出があった時)
 - ウ 公共用地利用審議会の意見 (利害関係人から意見書提出があった時)
- (10) 事業の認定（県公報による告示）
 - ア 事業の認定の通知 [知事→起業者]
 - イ 事業の認定の通知 [知事→市町村長]
 - ウ 事業の認定の報告 [知事→国土交通大臣]
- (11) 市町村長による起業地を表示する図面の長期縦覧
長期縦覧の開始の報告 [市町村長→知事] (③長期縦覧開始報告)
- (12) 土地等の取得の完了の届出 [起業者→知事] (④権利取得完了届出)
- (13) 土地等の取得の完了の通知 [知事→市町村長]
- (14) 起業地を表示する図面の長期縦覧の終了の報告
[市町村長→知事] (⑤長期縦覧終了報告)

(注) 市町村長とは、起業地が所在する市町村の長をいう。

<申請書等様式・作成例>

① 告 示 例

〇〇市（町村）告示（又は公示）第 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第1項の規定により、岐阜県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定によりこれを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り岐阜県知事に、同法第23条の規定により土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会の開催請求書を提出することができ、また、同法第25条の規定により意見書を提出することができるので留意されたい。

年 月 日

岐阜県〇〇市長 ○ ○ ○ ○ 印

(岐阜県〇〇郡〇〇町（村）長 ○ ○ ○ ○ 印)

一 起業者の名称

(※申請書記載 1 起業者の名称 から転記)

二 事業の種類

(※申請書記載 2 事業の種類 から転記)

三 起業地

イ 収用の部分

(※申請書記載 3 イ 収用の部分 から転記)

ロ 使用の部分

(※申請書記載 3 ロ 使用の部分 から転記)

四 縦覧場所

〇〇市役所（町村役場）〇〇部〇〇課

※原則として市町村役場の事業関係課、総務課等

五 縦覧期間

公告の日から 年 月 日まで

※初日不算入で2週間、最終日が日曜・休日の場合その翌日

② 縦覧終了報告

〇〇第〇〇〇号
年 月 日

岐阜県知事 〇 〇 〇 〇 様

岐阜県〇〇市（町村）長 〇 〇 〇 〇 印

事業認定申請書等の写しの縦覧の終了について（報告）

年 月 日付け用第〇〇号で依頼のあった〇〇市（町村）（※申請書記載 1 起業者の名称から転記）起業「（※申請書記載 2 事業の種類から転記）」に関する事業認定申請書等の写しの縦覧は、別紙公告の写しのとおり終了しましたので報告します。

なお、土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所は、〇〇市役所（町村役場）〇〇〇課とします。

（注）法第24条第2項の規定による告示の写しを原本証明のうえ添付すること。

③ 長期縦覧開始報告

第 号
年 月 日

岐阜県知事 ○ ○ ○ ○ 様

岐阜県○○市（町村）長 ○ ○ ○ ○ 印

土地収用法第26条の2第2項の規定による起業地を表示する図面の
長期縦覧について（報告）

標記については、下記のとおり縦覧を開始したので報告する。

記

- 1 起業者の名称
(※申請書記載 1 起業者の名称 から転記)
- 2 事業の種類
(※申請書記載 2 事業の種類 から転記)
- 3 事業の認定をした旨の通知の番号、日付

用第 号の
年 月 日

- 4 縦覧開始年月日

年 月 日

④ 権利取得完了届出

〇〇第〇〇〇号
年 月 日

岐阜県知事 〇 〇 〇 〇 様

起業者 住 所 岐阜県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇番地
名 称 〇〇市(町村)
上記代表者 〇〇市(町村)長 〇〇〇〇

土地等の取得の完了について

年 月 日付け岐阜県告示第〇〇〇号をもって事業認定があった
「(※申請書記載 2 事業の種類 から転記)」については、〇〇市(町村)に係
る起業地内のすべての土地について必要な権利を取得したので、土地収用法第30
条の2において準用する同法第30条第1項の規定により届け出ます。

⑤ 長期縦覧終了報告

〇〇第〇〇〇号
年 月 日

岐阜県知事 〇 〇 〇 〇 様

岐阜県〇〇市（町村）長 〇 〇 〇 〇 印

土地収用法第26条の2第2項の規定による起業地を表示する図面の
の長期縦覧について（報告）

標記については、下記のとおり縦覧を終了したので報告する。

記

1 起業者の名称
（※申請書記載 1 起業者の名称 から転記）

2 事業の種類
（※申請書記載 2 事業の種類 から転記）

3 事業を認定した旨の通知の番号、日付

用第 号の
年 月 日

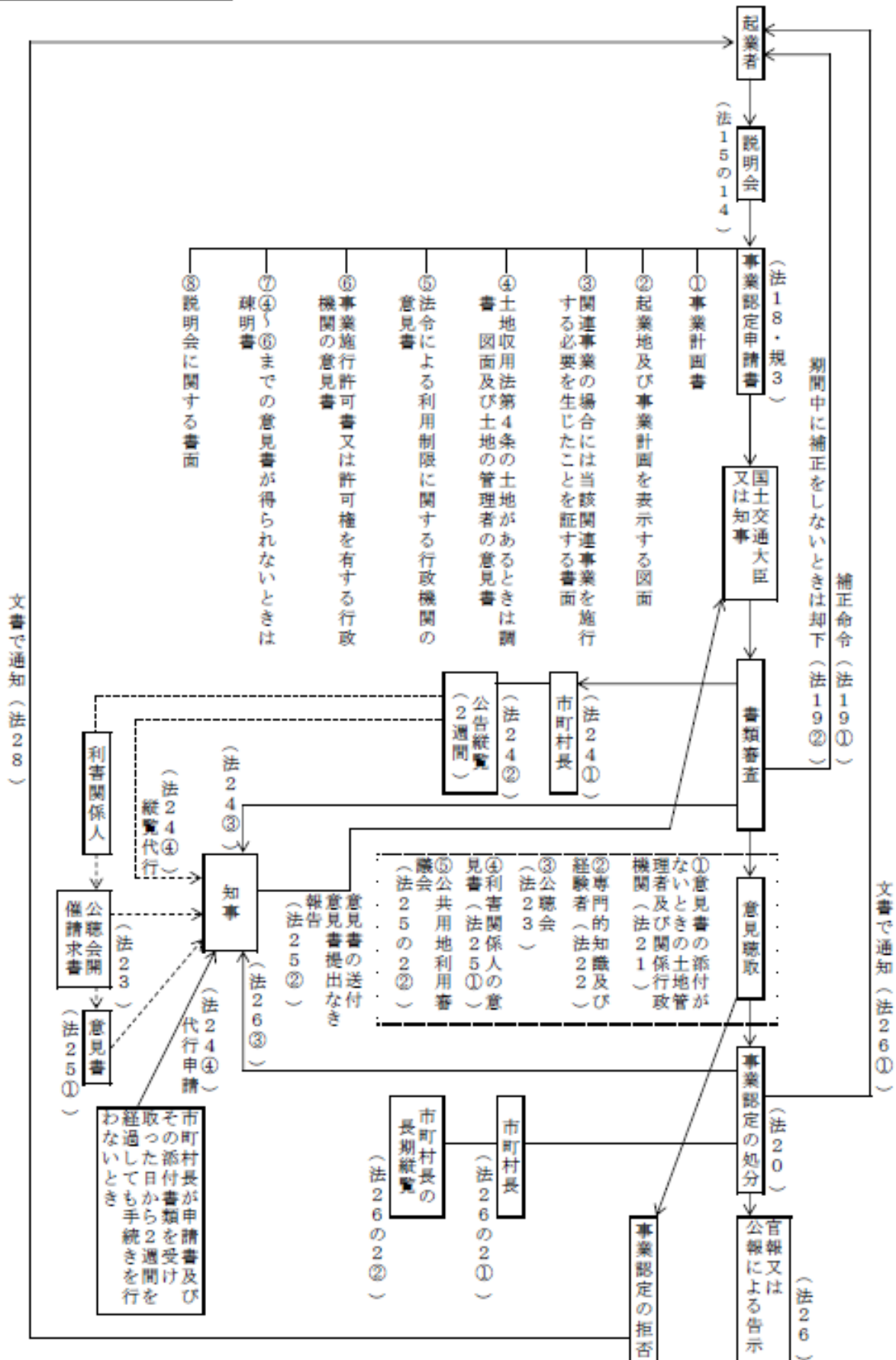
4 縦覧終了年月日

年 月 日

5 終了原因

年 月 日に ————
┌ 事業認定失効（失効事由番号 に該当）
└ 権利取得完了通知受領

2 事業認定手続図



V 収用又は使用の手続

V 収用又は使用の手続

1 土地物件調査権

(1) 土地物件調査権

事業認定の告示があった後は、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は土地調書又は物件調書を作成するため、その土地又は土地にある工作物に立ち入ってこれを測量し、又はその土地及びその土地若しくは工作物にある物件を調査することができる。

任意による調査が完了している場合は、土地物件調査権を行使する必要はないが、任意による調査結果を再確認し、適正に調査したことを明らかにするため、法第35条による調査を行うことが望ましい。

(2) 調査範囲

土地物件調査権の及ぶ範囲は、事業認定申請書に添付した起業地表示図に表示された土地及びその土地にある工作物、又は当該土地若しくは工作物にある物件に限られる。

ただし、残地補償の要否を判断するため必要がある場合には、同一所有者の所有に属する一団の土地を測量し、及び調査することができる。また、起業地外の土地にまたがって存する1棟の建物を調査する必要がある場合も同様である。

しかし、関連移転の要否を判断する目的のための立入調査には、立入調査権は及ばない。

(3) 立入時の注意事項

ア 土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の3日前までに、その日時及び場所を当該土地又は工作物等の占有者に通知しなければならない（法第35条第2項）。

占有者が長期にわたって不在である場合で、所在を確知することができないときは、公告による通知というような手段をとる必要はない。

通知を書留郵便で郵送したところ、占有者が正当な理由なくして受領を拒否したとしても通知の到達の効力が生じる。ただし、長期不在で返送された場合は、公告の方法による。

イ 立入対象が宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は工作物である場合は、立入の際、あらかじめその旨を占有者に告げなければならない。

ウ 身分を示す証票を携帯し、土地又は工作物の占有者の請求があったときは、これを示さなければならない。

(4) 立会い

法第35条の立入に際して、土地所有者、関係人、隣接地権者等の現地立会

いを求める法律上の必要性はない。

ただし、土地の境界、面積等について後日紛争になることを避けるため、土地所有者、関係人等の立会いを求めることとする。

また、市町村職員の立会いについても法律上の必要性はないが、法第36条の手続きを進めるうえで立会いを求めることが望ましい。

2 土地調書・物件調書

(1) 土地調書・物件調書

ア 起業者は、土地を収用し、又は使用しようとするときは、事業認定の告示後、実地に土地及び物件について詳細な調査を行い、土地調書及び物件調書を作成しなければならない（法第36条第1項）。

イ 調書の効力

調書の記載事項には、事実であるとの推定力が働き、審理の場で立証すること無しには、調書の記載事項に異議を述べることはできない。

ただし、法第36条第3項の規定によって調書作成の時に異議を付記したものはこの限りではない。

ウ 作成の手続き

- ① 測量又は調査の結果に基づき土地所有者毎に調書を作成する（共有土地の場合は、土地所有者毎に調書を作成するのではなく、共有者全体で1つの調書を作成すること。）。

調書作成に当たっては、土地所有者、関係人に作成に関しての立会要請をした後、これらの者を立ち合わせて、署名押印を求めなければならない（法第36条第2項）。

立会い及び署名押印を求めるべき者は、登記簿上の名義人ではなく、真実の権利者である。

- ② 土地所有者、関係人のうち、署名押印を拒んだ者、拒否の意思表示をせず、相当期間内にその責めに帰すべき事由により署名押印をしない者又は署名押印ができない者がある時は、市町村長に対し、立会要請をし、市町村職員に立ち合わせ、署名押印させることができる（法第36条第4項）。

なお、土地所有者又は関係人が立会い及び署名押印を拒否すると見込まれる場合又は立会い及び署名押印ができないと見込まれる場合には、土地所有者及び関係人に立会要請をするのと併せて、あらかじめ市町村職員に立会要請をしても差し支えない。

- ③ 立会人は、身分、氏名及び住所を署名し、押印する。

身分については、「土地所有者」、「物件所有者」、「賃借権者」、「抵当権者」、「代理人」等の如く記載する。

- ④ 土地所有者及び関係人が多数であり、同日付けで調書の作成が不可能な

場合は、異なる日付けで調書を作成してもよい。

- ⑤ 調書作成の際に立ち合わせる場所は、原則として、調書を作成しようとしている土地又は物件の所在する場所である。

ただし、土地所有者等が遠方居住者の場合には、現場で立ち会わなくても、その者の希望に基づき関係書類を郵送し、署名押印を得る方法で差し支えない。

- ⑥ 押印に代えて母印によることも許される。

- ⑦ 調書作成の時期に権利者である者の立会い及び署名押印を求めたならば、その後、土地又は物件について権利の変動があっても調書を改めて作成する必要はなく、その調書の効力は、手続の承継により新たな権利者に及ぶ。

- ⑧ 調書が数葉に及ぶ場合、当該調書及び実測平面図等添付書類間は、署名押印を行った者全員で割印をする。

(2) 土地調書

ア 土地調書は、起業者と調書作成時の土地所有者及び関係人（物件のみに関する関係人を除く。）全員について署名押印が必要である。

イ 土地調書は、規則別記様式第八に定められている。

(3) 物件調書

ア 物件調書は、規則別記様式第九に定められている。

イ 土地所有者については、事業認定告示後に土地所有者となったものも全て収用手続上の当事者となり得るから、必ず立会いと署名押印を求めなければならない。

ウ 明渡裁決の申立てをしようとする土地に物件が存しない場合にも、作成を要する（昭和46年8月13日計画局総務課長回答）。

エ 一つの物件が、収用し、又は使用しようとする土地とそれ以外の土地とにまたがって存在するときは、当該物件の全体について物件調書を作成する。

オ 残地にのみ存在する物件についても、明らかに移転を要しないと認められるもの以外のものは、物件調書を作成する。

カ 一つの物件が所有者を異にする2筆以上の土地にまたがって存在するときにも、土地所有者ごとに2通以上の物件調書を作成しなければならない。

また、1人の土地所有者の所有する土地に複数の物件が存在するときは、これらの物件を1通の物件調書に記載しなければならない。

キ 民法上土地の構成部分といわれるもの等社会通念上移転不能なものを除き、土地に付着させられたものは、原則として、ここにいう物件として扱う。

ク 調書を事業認定の告示の直後に作成した場合で告示後明渡裁決の申立てまでに相当な期間を経過した場合、告示時点の現況と著しく異なった内容となることが考えられるが、このような場合には、当該申立ての時点において

新たに調書を作成し、従前の調書とともに提出しなければならない（法第47条の3第4項）。

その作成に当たっては、当該作成時点における物件の所有者及び従前の権利を承継した関係人に署名押印を求め、かつ、その内容の記載については、事業認定の告示後における物件の附加増置等と、知事の承認を得ているか否かを明らかにしておくことが特に必要である。

（4） 調書の作成手続の特例（法第36条の2）

ア 次の場合には、公告縦覧方式により調書を作成することができる。

- ① 土地調書の作成にあたり、1筆の土地の所有者及び関係人のうち補償金の見積額が1万円以下である者が、百人を超えると見込まれるとき。
- ② 物件調書の作成にあたり、1筆の土地にある物件に関して権利を有する関係人のうち補償金の見積額が1万円以下である者が、百人を超えると見込まれるとき。

イ 公告縦覧方式の流れ

- ① 起業者は、調書に署名押印のうえ、その写しを添付して、市町村長に対し、調書作成の特例手続の申出書を提出する。
- ② 市町村長は、起業者の名称、事業の種類及び土地・物件の所在地を公告し、1か月間書類を縦覧する。
- ③ 起業者は、公告の日から1週間以内に、土地所有者及び関係人に対し、公告があった旨の通知を発送する。
- ④ 土地所有者及び関係人は、調書の記載事項が真実でない旨の異議を有するときは、縦覧期間内に起業者に対し、調書に対する異議申立書を提出する。
- ⑤ 起業者は、異議申立書を受け取ったときは、調書にこれを添付する。

3 裁決申請

（1） 裁決申請の時期

ア 起業者は、事業認定の告示があった日（手続保留については、手続開始の告示の日）から1年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

この申請が期間内に行われない場合には、事業認定は将来に向かって失効する。

（2） 裁決申請の特例

ア 起業者は、土地の所有者及び土地に関する権利者から裁決申請の請求があったときは、2週間以内に裁決申請しなければならない。2週間を超える場合は、超える期間に応じて年18.25%の過怠金を支払わねばならない（法第90条の4）。

この場合、添付書類の一部を省略して裁決申請することができるが、省略した添付書類は、土地調書の作成後、速やかに補充しなければならない。

なお、過怠金の支払いを受けることができるのは、請求者に限らず、請求に係る土地について権利を有する被収用者全員である。

また、都市計画事業では、事業認定の効力が1年毎に更新されていく仕組みとなっていることから、2週間以内に裁決申請をしなくとも、この更新により裁決申請の請求自体が失効し、過怠金は課されることはないとの疑義があるが、裁決申請の請求は失効せず、過怠金は課されると考えられる。

イ 裁決申請請求権者

裁決申請の請求権を有するのは、土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人である。これらの者は、補償金の支払請求権を有する者と原則として一致している（差押え又は仮差押えの執行がされている権利については、補償金の支払請求をすることができないが、このような権利を有する者も裁決申請の請求権を有する。）。

- ① 土地所有者
- ② 用益物権者（地上権者、永小作権者、地役権者、入会権者、採石権者）
- ③ 用益権的債権を有する者（賃借権者、使用貸借権者、転借権者）
- ④ 公法上の使用権者
- ⑤ 仮登記上の権利を有する者、既登記の買戻権を有する者

ウ 裁決申請請求権を有しない者

土地に関して権利を有する関係人であっても、次の者は、裁決申請の請求権を有しない。

- ① 担保物権者（先取特権者、質権者、抵当権者、留置権者）
- ② 差押債権者、仮差押債権者

(3) 明渡裁決の申立て

起業者は、事業認定の告示のあった日から4年以内に、かつ、裁決申請と同時に又は後に、申し立てなければならない。

土地に明渡す物件がない場合についても、物件調書を作成し、明渡裁決の申立てを行わなければならない。

この申立てが期間内に行われない場合には、事業認定は将来に向かって失効し、既にされた権利取得裁決は取り消されたものとみなされる。

(4) 裁決申請の単位

起業地内の未買収地の全てについて、一括して同時に裁決申請をしなければならないというのではなく、工事の工程と裁決申請の準備状況に応じ、分割して裁決申請することができる。

工事の工程等の合理的理由もなく、未取得者のうちの一部について狙い打ち的に申請をしたり、一団の土地を不自然に分割して申請するようなことは、裁

決申請権の濫用というべき行為であり、条理上許されない。

複数の土地所有者に属する数筆の土地を一通の裁決申請書により申請することも可能である。

民事上起業者が他の者と帰属を争っている土地についても裁決申請することができる。

仮処分がされている土地についても収用手続きを進めることは可能である。

(5) 裁決申請の手続

ア 当該土地の存する県の収用委員会に申請する。

収用委員会は、申請が法に規定する方式を備えているかを審査し、欠陥があれば、相当な期間を定めて補正を命じ、起業者は、期間内に補正をしなければならない。

起業者が期間内に補正を行わない場合は、却下されることとなる（法第41条）。

イ 収用委員会は、申請書を受理した時には、起業地の存する市町村に申請書（写し）を送付するとともに、添付書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があった旨の通知を行う。

ウ 市町村長は、裁決の申請があった旨並びに土地の所在、地番及び地目を公示し、公示の日から2週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない（法第42条）。

エ 収用委員会は、縦覧期間を経過した後、起業者及び土地所有者並びに関係人に審理の期日及び場所を通知し、県公報による公告を行い、起業者による代位登記の後、裁決手続開始決定登記を行い、審理を開始する（法第45条の2、法第46条）。

4 裁決等

(1) 審理及び調査

ア 収用審理は、原則として公開される（法第62条）。

イ 土地所有者及び関係人は、調書に附記した異議及び縦覧期間中の意見書の記載事項を説明するために、審理において意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる。なお、損失補償に関する事項については、新たに意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる（法第63条）。

ウ 収用委員会は、審理又は調査のために、当事者や参考人に出頭を命じて審問し、又は意見書若しくは資料の提出を命ずること、鑑定人に出頭を命じて鑑定させること、現地について土地・物件を調査することができる（法第65条）。

エ 代表当事者制度（法第65条の2）

共同の利益を有する多数の土地所有者及び関係人は、その中から、全員の

ために、収用委員会の審理手続における当事者となる3人以内の代表当事者を選定することができる。

また、共同の利益を有する者が著しく多数の場合において、審理の円滑な進行のため必要なときは、収用委員会はこれらの者に代表当事者を選定すべき旨の勧告ができる。

(2) 裁決

ア 収用委員会は、次のときは却下の裁決をしなければならない(法第47条)。

- ① 裁決申請に係る事業が、事業認定を受けた事業と異なるとき。
- ② 裁決申請に係る事業計画が、事業認定申請書に添付された事業計画と著しく異なるとき。
- ③ 上記①及び②の他、裁決申請が法の規定に違反するとき。

イ 収用委員会は、却下の裁決をする場合を除き、収用(又は使用)の裁決をしなければならない(法第47条の2)。

ウ 収用又は使用の裁決の内容

① 権利取得裁決(法第48条)

権利取得裁決においては、次の事項について裁決しなければならない。

- ・収用する土地の区域
(使用の場合は、使用する土地の区域、使用の方法・期間)
- ・土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償
- ・権利を取得し、又は消滅させる時期(権利取得の時期)
- ・その他法に規定する事項

② 明渡裁決(法第49条)

明渡裁決においては、次の事項について裁決しなければならない。

- ・権利取得裁決で定められた補償以外の損失の補償(物件の移転に要する補償等)
- ・土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限(明渡しの期限)
- ・その他法に規定する事項

エ 収用し、又は使用する土地の区域と使用の方法・期間については、起業者が申し立てた範囲内で、かつ、事業に必要な限度で裁決しなければならない。

オ 損失の補償については、起業者、土地所有者、関係人及び準関係人が申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。

(3) 損失の補償

ア 個別払の原則(法第69条)

損失の補償は、土地所有者及び関係人に、各人別にしなければならない。

イ 損失補償の方法(法第70条)

損失の補償は、金銭をもってするものとする。

ウ 土地等に対する補償金の額(法第71条)

収用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、事業認定の告示の時ににおける相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。

全国総合消費者物価指数を8割、投資財指数を2割の割合で修正する（土地収用法第88条の2の細目等を定める政令第16条）。

エ その他の補償額算定の時期（法第73条）

その他の損失補償は、明渡裁決の時の価格によって算定しなければならない。

オ 残地補償（法第74条）

土地の一部を収用し、又は使用することによって、残地の価格が減じ、その他残地に関して損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

カ 工事の費用の補償（法第75条）

土地の一部を収用し、又は使用することによって、残地に通路、みぞ、かき、さくその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

キ 残地収用の請求権（法第76条）

残地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、土地所有者は、その全部の収用を請求することができる。

ク 移転料の補償（法第77条）

収用し、又は使用する土地に物件があるときは、その物件の移転料を補償して、これを移転させなければならない。この場合において、物件が分割されることとなり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

ケ 移転困難な場合の収用請求権（法第78条）

物件を移転することが著しく困難であるとき、又は物件を移転することによって従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の収用を請求することができる。

コ 移転料多額の場合の収用請求権（法第79条）

移転料が移転しなければならない物件に相当するものを取得するのに要する価格をこえるときは、起業者は、その物件の収用を請求することができる。

サ 原状回復の困難な使用の補償（法第80条の2）

土地を使用する場合において、使用の方法が土地の形質を変更し、当該土地を原状に復することを困難にするものであるときは、これによって生ずる損失をも補償しなければならない。

シ 土地の使用に代わる収用の請求（法第81条）

土地を使用する場合において、使用が3年以上にわたるとき、使用によって土地の形質を変更するとき、又は土地に土地所有者の建物があるときは、土地所有者は、その土地の収用を請求することができる。

ス 替地による補償（法第82条）

土地所有者又は関係人（質権者、抵当権者等一部を除く。）は、収用される土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の全部又は一部に代えて替地をもって損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

セ 移転の代行による補償（法第85条）

起業者又は物件の所有者は、移転料の補償に代えて、起業者が当該物件を移転することを収用委員会に要求することができる。

ソ 通常受ける損失の補償（法第88条）

離作料、営業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他土地を収用し、又は使用することによって土地所有者又は関係人が通常受ける損失は、補償しなければならない。

タ 損失補償の制限（法第89条）

事業の認定の告示の後において、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて知事の承認を得た場合を除くの外、これに関する損失の補償を請求することができない。

チ 過怠金の裁決（法第90条の4）

起業者が土地の所有者又は関係人から収用の請求を受けた日から2週間以内に収用又は使用の裁決の申請をしなかった場合においては、補償金の額につき年18.25%の過怠金を支払う旨の裁決をしなければならない。

(4) 補償金の払渡と供託

ア 補償金等の払渡し又は供託等（法第95条及び第97条）

起業者は、権利取得の時期までに権利取得裁決に係る補償金等の、明渡しの期限までに明渡裁決に係る補償金の払渡し等を行わなければならない。

ただし、次の場合は、補償金等を供託することができる。

- ① 補償金等を受けるべき者がその受領を拒んだとき。
- ② 補償金等を受けるべき者が補償金等を受領することができないとき。
- ② 補償金等を受けるべき者を確知することができないとき。
- ③ 収用委員会の裁決した補償金等の額に不服があるとき。
- ④ 差押え又は仮差押えにより補償金等の払渡しを禁じられたとき。

イ 収用の裁決の失効（法第100条）

起業者が権利取得の時期又は明渡しの期限までに、補償金等の払渡し又は供

託等をしないときは、権利取得裁決又は明渡裁決はその効力を失う。

ウ 現金書留等による補償金の払渡（法第100条の2）

起業者が、補償金等の全部について、権利取得の時期又は明渡しの期限の13日前までに、現金又は小切手等を書留郵便で発送したときは、権利取得裁決又は明渡裁決は失効しない。

エ 権利の取得、消滅及び制限（法第101条）

権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、起業者は、当該土地の所有権を取得し、当該土地に関するその他の権利並びに当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る仮登記上の権利及び買戻権は消滅し、当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る差押え、仮差押えの執行及び仮処分の執行はその効力を失う。

オ 土地の引渡し又は物件の移転（法第102条）

明渡裁決があったときは、土地又は物件を占有している者は、明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引渡し、又は物件を移転しなければならない。

（5） 代行及び代執行（法第102条の2）

ア 市町村長による代行

土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき義務者が、その責めに帰することができない理由によりその義務を履行できないとき、又は起業者が過失なく義務者を確知できないときは、市町村長は、起業者の請求により、義務者に代わってこれを行わなければならない。

イ 知事による代執行

義務者が義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、知事は、起業者の請求により、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

VI 事業認定申請書類の作成

VI 事業認定申請書類の作成

1 事業認定申請書

事業認定申請書の様式（規則別記様式第5）

	第	号
	年	月 日
岐阜県知事	様	
	起業者	住所
	※1	名称
		上記代表者
事業認定申請書		
土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。		
記		
1	起業者の名称	※2
2	事業の種類	※3
3	起業地	※4
	イ	収用の部分
	ロ	使用の部分
4	事業の認定を申請する理由	※5

(1) 申請人 ※1

原則として起業者が申請すること。

代理人による申請も認められるが、代理権限を証明しなければならない（委任状を添付する。）。ただし、各省設置法等により起業者の内部機関が申請する権限を有していることが明白である場合は、委任状の添付を要しない。

起業者が国以外の場合には、「〇〇市」、「〇〇機構」、「〇〇株式会社」の如く権利能力を有する者をもって表示する。

《申請人の記載例》

起業者	住所	岐阜県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇□□番地
	名称	〇 〇 町
	上記代表者	〇〇町長 〇 〇 〇 〇 印

(2) 起業者の名称 ※2

起業者とは、申請に係る事業の事業主体となり得る者（具体的には、収用する土地の上に施設を設置し、管理する権限を有する者）をいう。したがって、単に用地先行取得のみを行う者（土地開発公社等）は、起業者とはならない。

《起業者の名称の記載例》

1 起業者の名称	〇 〇 町
----------	-------

(3) 事業の種類 ※3

事業の種類は、これにより事業の概要が判明するものであることを要するので、事業の内容を要約し、なるべく具体的に記載すること。

事業はそれ自体独立して公益判断の対象となり得るものでなければならず、「それのみによっても供用可能であり、最小限の公益性を発揮することのできるまとまりのある単位」でなければならない。

事業の認定で申請する「事業の種類」は、一般的な事業名のことで、必ずしも起業者内部の扱い方（例：補助対象となるための事業名等）に左右されない。

附帯事業（本体事業の遂行のために欠くことができない法第3条第35号の事業）をあわせて施行するときは、その旨を記載すること。

関連事業（本体事業の施行により必要を生じた法第3条各号のいずれかに関する事業）をあわせて施行するときは、その旨を記載すること。

また、事業の申請目的がすでに事業用地として使用している起業地の買収を目的とする場合には、事業名は〇〇保全事業と記載すること。

《事業の種類の記事例》

本体事業のみの場合 (法第3条第31号の例)

2 事業の種類 ○○町役場庁舎新設事業

本体事業と関連事業 (法第3条第31号及び第1号の例)

2 事業の種類 ○○町役場庁舎新設事業及びこれに伴う町道付替事業

本体事業と附帯事業 (法第3条第32号及び第35号の例)

2 事業の種類 ○○町▽▽公園整備事業及びこれに伴う附帯事業

本体事業と附帯事業及び関連事業(2種類)がある場合

(法第3条第32号及び第35号、第1号並びに第2号の例)

2 事業の種類 ○○町▽▽公園整備事業及びこれに伴う附帯事業、町道付替事業並びに水路付替事業

(注) 読みにくい事業名にはふりがなをつけること。

(4) 起業地 ※4

ア 事業を施行する土地が起業地(法第17条第1項第2号)であり、起業者が既に取得した土地があっても、申請に係る事業の一環としてそこで工事が行われる場合は、その土地は起業地に含まれる。

イ 起業地は、収用の部分、使用の部分に区分して表示すること(使用の部分がない場合でも、「ロ 使用の部分 なし」と記載する。)

ウ 起業地は、県、郡、市、区、町、村、大字及び字をもって表示すること。

エ この項の「起業地」の表示及び添付書類の「図面」の表示とあわせることにより、起業地の位置及び範囲を確定することになる。

オ この項の「起業地」の表示及び添付書類の「図面」の表示については、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない(法第18条第4項)。

※ 起業地として表示されない土地は、収用又は使用の手続きを進めることができないから、図面と照合し、脱漏、誤記等のないようにすること。

《起業地の記載例》

3 起業地

イ 収用の部分 ^{ぎふ}岐阜県^{さんかく}△△郡^{まるまる}○○町^{まるまる}大字^{まるまる}○○字^{まるまる}○○、^{まるまる}字○○^{まるまる}及び^{まるまる}字○○^{まるまる}地内

ロ 使用の部分 なし

(注) 起業地名には、必ずふりがなをつけること。

(5) 事業の認定を申請する理由 ※5

申請理由の要旨を簡明に記載すること。記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 法第3条の何号に該当する事業であるか。
- イ 事業計画の内容（目的）を簡明に述べる。
- ウ 事業名、事業実施場所、実施年度
- エ 市町村総合計画との関連
- オ 収用又は使用しようとする対象物（収用対象土地の面積）
- カ 土地所有者等の人数、用地交渉の開始時期、事業の認定を申請するに至った用地交渉の概略
- キ 用地取得ができない理由は事業計画にあるか、補償金額にあるのか。
- ク 事業の施行に関して、免許、許可、認可が必要である場合、議会の議決等が必要である場合は、当該処分又は手続きを終えたこと。
- ケ 必要に応じ、当該市町村勢（人口、産業構造、自然条件、交通条件等）を記載
- コ その他その事業に関して必要な事項

(6) 申請の担当者

事業認定申請に係る担当者を明らかにするため、事業認定申請書の「4 事業の認定を申請する理由」の後に、起業者の担当部（局）、課、係等並びに氏名を記載することとする。

この場合、起業者の担当部（局）、課、係等は、「収用する土地の上に施設を設置し管理する権限を有する部（局）、課、係等」であり、用地取得のみを担当する部（局）、課、係等は、申請の担当者とはならないことに留意すること。

《申請の担当者の記載例》

担 当	○○町○○部（局）○○課 ○○係長 ○ ○ ○ ○ 電話 ○○○○－○○－○○○○ （内線） ○○○
-----	---

(7) 岐阜県収入証紙の貼付

事業の認定を申請する者は、申請者が国又は都道府県である場合を除き、手数料を納付しなければならない（法第125条第2項第2号）。

県に納めるべき手数料は、申請書に岐阜県収入証紙を貼付することにより納

めなければならない（昭和26年12月25日岐阜県告示第691号）。

岐阜県収入証紙は、事業認定申請書の末尾に別葉で、上部に次のように記載して貼付するものとする。

事業認定申請手数料 岐阜県収入証紙（158,000円）

2 事業認定申請書の添付書類

事業認定申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない。（法第18条第2項）

- 一 事業計画書
- 二 起業地及び事業計画を表示する図面
- 三 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面
- 四 起業地内に法第四条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書、図面及び当該土地の管理者の意見書
- 五 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書
- 六 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書
- 七 事業説明会の実施状況記載書と新聞公告の写し

《添付書類目録の記載例》

添付書類目録

第1号 事業計画書

第2号 起業地及び事業計画を表示する図面

- その1 位置図 (縮尺 25,000分の1)
- その2 起業地表示図 (縮尺 1,000分の1)
- その3 事業計画表示図 (縮尺 500分の1)
- その4 字絵図 (縮尺 1,000分の1)
- その5 建物各階平面図 (縮尺 200分の1)
- その6 建物立面図、側面図 (縮尺 200分の1)

第3号 法四条地に関する調書

- その1 土地調書
- その2 法四条地図面 (起業地表示図併用)
- その3 土地管理者の意見書

第4号 法令制限地に関する調書

- その1 法令制限地調書
- その2 法令制限地表示図 (起業地表示図併用)
- その3 行政機関の意見書

第5号 説明会に関する書類

- その1 実施状況記載書
- その2 開催を公告した新聞紙の当該部分の写し

第6号 附属書類

- その1 起業地選定比較図 (縮尺 1,000分の1)
- その2 丈量図 (縮尺 500分の1)
- その3 ○○町第○次総合計画 (抜粋)
- その4 ●●○○年度○○町一般会計当初予算書 (抜粋)
- その5 ●●○○年度○○町一般会計○月補正予算措置確約書
- その6 ●●○○年度○○町一般会計当初予算措置確約書
- その7 ○○町○○○○○○○○の設置及び管理に関する条例の制定についての確約書及び条例案

第1号 事業計画書

事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付するものとする（規則第3条第1号）。

- イ 事業計画の概要
- ロ 事業の開始及び完成の時期
- ハ 事業に要する経費及びその財源
- ニ 事業の施行を必要とする公益上の理由
- ホ 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- ヘ 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由

1 事業計画の概要

- ・ 本項は、事業計画書の総論ともいうべきものであり、この項をみれば施行しようとする事業の概略が明らかになるようにすること。
- ・ 事業認定申請書の「事業の種類」の項で表示した事業の内容を具体的に説明することはもちろん、工事計画だけでなく、その事業の目的を述べること。
- ・ 事業の目的や内容は、できる限り数字を用いて定量的に説明すること。
- ・ 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、まず、全体計画について説明し、次に申請事業について全体計画との関連を示して説明すること。
- ・ 市町村の総合計画との関連があれば、それを述べること。
- ・ 関連事業をあわせて施行するときは、本体事業の事業計画と区分し、その内容を述べること。
- ・ 事業完成後の施設の維持管理について、述べること。
- ・ 本項の構成は、先ず冒頭に、上記のことについて文章で表現した後、その計画の諸元として次の(1)から(5)までの項目について記載するものとする。

(1) 起業地

事業認定申請書の「起業地」の項の表示と一致すること。

(2) 事業名

事業認定申請書の「事業の種類」の項の表示と一致すること。

(3) 施設の内容

起業地内に設置する施設について、各施設の名称、構造及び面積を次の事項に

注意し、次の様式に準じて記載する。

- ・区分した各施設は、事業計画表示図（事業計画平面図）で明示すること。
- ・建物がある場合は、この項ではその敷地について記載すること。
- ・駐車場がある場合は、駐車必要台数の算定根拠について、数式等をもって記載すること。

《様式》

区 分	構 造 等	面 積 (㎡)	備 考
合 計			

(注) 面積の合計は、起業地の面積と一致していなければならない。

(4) 建物の各階別各室配置計画

建物がある場合は、建物の各階別の各室名称及び床面積について、次の様式に準じて記載する。

階	用 途	面積 (㎡)	備 考
合 計			

(5) 施設の利用計画

設置する施設が法第3条第32号の公共用物等で公共の利用に供するものであるときは、その施設の利用計画を次の様式に準じて記載する。

区 分	回 数 (回)	延人数 (人)	備 考

合	計		
---	---	--	--

2 事業の開始及び完成の時期

- ・ 本項は、「現段階で法の適用を認めることが妥当であるか」の審査のために記載するものである。
- ・ 事業は通常、調査測量、事業計画確定、用地交渉開始、工事着手、工事完成、供用開始の過程を辿るが、この項の記載は、次によるものとする。

- ・ 開始の時期……「用地交渉開始時期」を記載
- ・ 完成の時期……物理的な「工事完成の予定時期」を記載

- ・ 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画及び申請事業のそれぞれの時期を明記すること。
- ・ 既に事業に着手しているときは、進捗状況を明らかにすること。
- ・ 複数年度にわたる事業については、年度ごとの事業内容を示すことが望ましい。

3 事業に要する経費及びその財源

本項は、「起業者が当該事業を遂行する十分な能力を有する者であること」（法第20条第2号）の審査のために記載するものである。

(1) 事業に要する経費

- ア 経費を用地補償費、敷地造成費、建設工事費、設計委託料等に区分し、事業が複数年度にわたるときは、経費を年度区分すること。
- イ 経費の款、項、目を表示することとし、予算書の写し等を添付すること。
- ウ 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画及び申請事業の経費をそれぞれ明記すること。
- エ 事業が複数年度にわたる場合で、経費のうち予算化されていない部分があるときは、当該経費を〇〇年度予算に計上する旨の確約書を添付すること。

(2) その財源

- ア 財源を一般財源、国・県補助金、地方債等に区分することとし、事業が複数年度にわたるときは、さらに年度区分すること。
- イ 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画及び申請事業の財源をそれぞれ明記すること。
- ウ 国・県の補助を受ける場合は、補助金等の名称、根拠、補助率、補助金額等

を記載すること。

エ 起債を財源とするときは、その額及び許可年月日等を記載すること。

オ 補助金、起債の採択・許可が未確定の場合は、不採択・不許可になったときに他の財源（例えば一般財源）で充当し、事業を実施する旨を記載しておくこと。

カ 用地の取得を起業者以外の者が行う場合は、その旨を記載し、起業者と用地の取得を行う者との用地取得に関する協定書、覚書等を添付すること。

また、用地取得等を行う者自体の財源、予算措置の状況を明らかにした書類を添付すること。

4 事業の施行を必要とする公益上の理由

本項は、「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。」（法第20条第3号）及び「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」（同条第4号）の審査のために記載するものである。

当該事業を施行しない場合の社会的又は経済的な不利益及び当該事業を施行した場合の社会的又は経済的な利益という消極、積極の両面が考えられるが、この両面より考察すること。特に環境に影響を与えるおそれがある事業は、事前に影響評価を行い、事業により失われる私的ないし公共の利益よりも、事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益の方が比較衡量して高い点を説明しておく必要がある。

公共の利益の大きさはその事業の必要性の程度や受益の及ぶ地域的又は人的範囲の広狭に応じて異なる。事業施行前の状況と事業の施行を必要とする原因・理由及び事業施行後の効果等について具体的に記載し、できるだけ統計等により説明することが望ましい。

効果は、直接効果のみならず間接効果も記載すること。

関連事業、附帯事業を施行する場合は、その公益性についても記載すること。

5 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

本項は、事業に供される土地の面積、すなわち当該事業のために従前の利用が阻害される土地等の数量を把握することで「土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。」（法第20条第3号）の審査に資するとともに、起業地内に事業のため不要な土地等が含まれていないかという観点からの「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」（同条第4号）の審査のために記載するものである。

(1) 事業に必要な土地の面積

事業に必要な土地の面積については、収用、使用の別を明らかにして、筆数に拘わらず現況地目別にその実測面積を記載すること。

起業者の所有地又は法四条地が起業地内に存する場合は、その土地も含めて記載すること。

なお、土地の面積の合計は、起業地の面積と一致していなければならない。
様式は、次によるものとする。

イ 収用の部分

地 目	面 積 (m ²)
計	

ロ 使用の部分 上記と同じ様式

(使用の部分がない場合は、なしと記載すること。)

(2) 事業に必要な物件等

土地と共に、土地の上にある立木、建物等の物件を収用しようとするときは、物件の種類、構造、数量等を記載すること。

(3) 移転等を要する主な物件の数量

起業地内に移転等を必要とする支障物件が存する場合は、その主なものを次の様式に準じて記載すること。

種 別	数 量	備 考
計		

(4) 上記の土地を必要とする理由

上記の土地が事業を施行するための必要最小限度の面積である旨を説明する

こと。

起業地内に物件が存する場合は、事業の支障となるため、移転等を必要とする旨を記載すること。

6 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

本項は、起業地の位置選定等について合理性が認められるかという観点からの「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」（法第20条第3号）の審査のために記載するものである。

(1) 起業地の選定が適正である旨及びその理由を記載すること。

起業地を選定した理由を、他の候補地との比較等により具体的に記載すること。

具体的には、まず、起業地を選定するにあたって設定した条件を記載し、当該条件について起業地と他の候補地とを比較し、起業地が最適であるという結論を導くこととなる。

比較については、文章による説明の他に、比較表による説明を活用すること。条件として考慮すべき点は次のようなものがあげられる。

①社会的条件

- a 潰地面積の多少
- b 支障となる物件の多少
- c 地域の土地利用（現況及び将来計画）に与える影響
- d 他の公共事業との調整
- e 当該事業が都市計画に定められている都市施設である場合は、当該都市計画との整合性

②技術的条件

③経済的条件

(2) 起業地内に支障物件、法四条地、法令制限地等がある場合は、その状況と対策等を記載し、事業遂行に支障とはならない旨を述べること。

第2号 起業地及び事業計画を表示する図面

事業の認定とは、収用し、又は使用しようとする土地の上で実現しようとする個々具体の事業の公益性について認定を受けるものであるから、漠然とした事業計画しかできていないような段階では、具体的な図面が描けず、事業の認定を申請することはできない。

この意味で、明確で具体的な図面が描けるかどうかは、事業の認定を申請する時期を判断する上で、重要なポイントとなる。

これらの各図面には、図面の名称及び縮尺を必ず掲げるものとする。

1 起業地を表示する図面

起業地を表示する図面は、「起業地位置図」と「起業地表示図」の2種類を作成しなければならない（規則第3条第2号）。

(1) 起業地位置図

ア 起業地位置図（位置図）は、起業地がどこに存するかを明らかにするためのもので、縮尺 1/25,000（又は 1/50,000）の一般図によって起業地の位置を示す（原則として、国土地理院発行の地形図による。）。

イ 表示の方法は、赤色を用い、できるだけ起業地の形どおり忠実に着色し、「起業地」の語をもって矢印で指し示すこと。

なお、着色に当たっては、蛍光ペンは使用しないこと。

(2) 起業地表示図

ア 起業地表示図は、起業地の範囲、境界を明らかにするためのもので、起業地の大きさ等に応じて縮尺 1/100～1/3,000 程度の間の地形図によって起業地の部分（起業地付近を含む。）を表示する。

これによらない場合は、実測した現況（起業地）を表わす地形図によること。

表示方法等は、次によるものとする。

① 収用の部分は「薄い黄色」で着色

② 使用の部分は「薄い緑色」で着色

③ 起業地内に家屋等の物件があるとき

→ 主要なものを図示すること。

→ 収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件があるときは、その部分を「薄い赤色」で着色すること。

注：着色に当たっては、蛍光ペンは使用しないこと。

イ 起業地内及びその付近の顕著な地形、地物等（河川、道路、官公署その他主要な建物、物件等）を記載する。

ウ 符号は国土地理院発行の図式により、縮尺、方位、凡例をつける。

エ 字の境界を、赤色の破線で明らかし、起業地及び起業地周辺の字名を記入し、起業地が字内にあることを明確にすること。

オ 公図等は地形図ではないので、起業地表示図として用いないこと。

2 事業計画を表示する図面

事業計画を表示する図面（事業計画表示図）は、事業計画の具体的内容を図で表わすもので、縮尺 1/100～1/3,000 程度の間で「事業計画の概要」の項に記載した事項を明らかにするよう、施設の位置を明示するとともに、その事業の内容が理解しやすいよう、施設の内容に応じて適宜着色し、その凡例を付すこと（規則第3条第3号）。

また、施設の内容を明らかにするため、必要に応じ構造図、詳細図等を付けること。例えば、建物の場合は、各階平面図、立面図等の添付が必要になるが、これを添付するためには、通常、少なくとも基本設計が終わっている必要がある。

（構造図、詳細図等の例）

- ・道路事業……………標準横断図、縦断図、橋梁一般図等
- ・河川事業……………堤防横断図面等
- ・建物・構築物……各階平面図、立面図、側面図等

3 字絵図

字絵図（公図）は、起業地表示図等を確認するために添付し、字絵図中、起業地の範囲を明確にするため、起業地の境界を黄色の線で囲み、字界を赤色の破線で明確にし、起業地及び起業地周辺の字名を記載すること。

起業地内の道路は茶色、水路は水色で着色すること。

第3号 法四条地に関する調書

法第4条は、「この法律又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ、収用し、又は使用することができない」と定めている。

このように、現に公共の事業（法第3条各号のいずれかに該当する事業）の用に供している土地を「法四条地」という。

法四条地には、道路、河川の外、地方公共団体、土地改良区等が設置する農道、用排水路等の施設や公園、広場等も該当する。

起業地内に法第4条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書、図面及び当該土地の管理者の意見書を添付しなければならない（法第18条第2項第4号）。

「特別の必要」があるとは、現に土地等を公共の事業の用に供しているときの公

益性と、その土地等を起業地に編入して新たな収用適格事業を行う場合の公益性とを比較衡量し、前者の事業の失う公益上の損失より後者の事業が生み出す公益性がより大きい場合をいい、このような場合は、法四条地を収用し、又は使用することができる。

この「特別の必要」があるかの審査に供するため、起業者は、申請に係る事業の起業地内に「法四条地」があるときは、その土地調書、図面及び管理者の意見書を添付しなければならない。

1 法四条地に関する調書

法四条地に関する調書（土地調書）の様式は、次のとおりである（規則第3条第4号）。

図面表示番号	市町村、大字及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	供している土地の面積（㎡）	土地の管理者	意見書の有無

（注）様式中、図面表示番号は、法四条地に関する図面に表示する番号を記入する。

《土地調書作成例》

図面表示番号	市町村、大字及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	供している土地の面積（㎡）	土地の管理者	意見書の有無
①	〇〇市〇〇字 〇〇地内	電話線 (〇〇〇線)	193m (電話柱 6本)	西日本電信電話株式会社	有
②	〇〇市〇〇字 〇〇地内	送電線 (〇〇〇線)	147m (電柱2本)	〇〇電力株式会社	有
③	〇〇市〇〇町 〇丁目地内	市道 〇〇〇号	78㎡	〇〇市長	有
④	〇〇市〇〇〇 〇〇〇地内	準用河川 〇〇〇川	55㎡	〇〇市長	有
⑤	〇〇町〇〇字 〇〇地内	町道 〇〇〇号	63㎡	〇〇町長	有

2 法四条地に関する図面

法四条地に関する図面（法四条地図面）は、縮尺 1/100～1/3,000 程度で、法四条地部分を道路は茶色、水路は水色に着色するとともに、番号を付して調書との照合を図ること。

この図面は、法四条地があまり多くない等、特に支障がないときは、起業地表示図と併用するものとする。

3 土地管理者の意見書

法四条地の管理者への意見照会にあたっては、事業計画を説明し、法四条地に関する図面（起業地表示図併用）、事業計画表示図等をもって当該法四条地を明らかにし、当該法四条地を起業地に編入することの是非についての管理者の意見を照会するものとする。

なお、照会文及び意見書の写しを原本証明のうえ添付すること。

第4号 法令制限地に関する調書

起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書を添付しなければならない（法第18条第2項第5号）。

法令制限地関係書類の添付は、事業の施行にあたって支障となる土地利用制限の解除の見込み等について疎明するためのものである。

1 法令制限地調書

法令制限地調書は、次の様式に準じて記載するものとする。

図面表示番号	市町村、大字及び字の名称	法令制限地の種類、根拠法令	利用制限土地の面積(m ²)	権限を有する行政機関	意見書の有無

(注) 様式中、図面表示番号は、法令制限地に関する図面に表示する番号を記入する。

2 法令制限地表示図

法令制限地表示図は、縮尺 1/100～1/3,000 程度で、法令制限地の部分は、区域線、引出し線、補助線等を使って明らかにし、番号を付して調書との照合を図ること。

と。

この図面は、法令制限地があまり多くない等特に支障がないときは、起業地表示図と併用するものとする。

3 行政機関に関する意見書

権限を有する行政機関への意見照会にあたっては、事業計画を説明し、起業地表示図及び事業計画表示図の中に、区域線や引出し線、補助線等を使って当該法令制限地を明らかにし、当該法令制限地を起業地に編入することの是非等についての管理者の意見を照会するものとする。

届出をすれば土地利用の制限が解除されるものについては、原則として意見書は不要であるが、届出で足りる場合であっても、行政庁に禁止命令等の権限が留保されているときは意見書を要する。

なお、照会文書及び意見書の写しを原本証明のうえ添付すること。

(法令制限地の例)

道路予定地の制限……………道路法第91条第1項

河川区域内の工作物の新築等の許可……………河川法第26条

河川区域内の土地の掘削等の許可……………河川法第27条第1項

河川保全区域内の行為制限……………河川法第55条第1項

砂防指定地における禁止・制限……………砂防法第4条第1項

埋蔵文化財のある土地の発掘……………文化財保護法第93条第1項

その他、土地利用を制限する法令の規定としては、都市計画法、建築基準法、土地地区画整理法、森林法、下水道法等多数にのぼる。

第5号 説明会に関する書類

1 実施状況記載書

事業説明会の実施状況記載書は次の様式に基づき必要事項を記載すること（規則別記様式第6の2）。

年 月 日
起業者 住 所
氏名又は名称
印

岐阜県知事 ○○○○ 殿

土地収用法第15条の14の規定により講じた措置は、次のとおりである。

記

- 1 事業の種類
○○市○○○○○○○○○○事業
- 2 説明のための会合を開催した日時
●●○○年○○月○○日
午前／午後○○時○○分から午前／午後○○時○○分まで
- 3 説明のための会合を開催した場所
○○市○○公民館（○○市○○町○○丁目○○番地）
- 4 説明のための会合の開催の公告を行った日及び当該公告を行った新聞紙の名称
●●○○年○○月○○日付け ○○新聞
- 5 土地収用法施行規則第1条の2第1項第3号の規定による通知を行った者の数
○○名 ※通知対象者は権利提供に同意していない者全員
- 6 説明のための会合に参加した者の数
○○名
- 7 説明のための会合を打ち切った場合においては、その旨及びその根拠となる条項
※参加者がいなかった場合は、打ち切ったことになるので、本欄に「参加者がいなかったため、土地収用法施行規則第1条の3第1項第1号の規定により説明のための会合を打ち切った」と記載する。

2 開催を公告した新聞紙の当該部分の写し

公告の掲載例は以下のとおりである。

〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業説明会のお知らせ

- ・事業の種類（事業名） 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業
- ・起業地（事業予定地） 〇〇市〇〇町〇〇丁目地内
- ・説明会の日時 ●●〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時～午後〇〇時
- ・説明会の会場 〇〇市〇〇公民館
- ・起業者（事業施行者） 〇〇市（〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地）
- ・問い合わせ先 〇〇市役所 〇〇課
電話番号 〇〇－〇〇〇〇

※事業名は、事業認定申請書に記載する事業名と一致させること。

事業施行者のかっこ書きの部分は、役場の所在地を記載すること。

第6号 附属書類

1 起業地選定比較図

起業地選定比較を確認するもので、第1案（本申請地）、第2案及び第3案を適宜着色すること（互いに別の色とすること）。

起業地の大きさ等に応じて縮尺 1/100～1/3,000 程度の間の地形図により作成すること。

2 丈量図等

起業地の実測面積を確認するもので、現況地目別の計算書を添付すること。

3 総合計画等

事業の認定を申請する事業の位置づけを確認するもので、総合計画等の表紙、目次の全部及び該当部分の抜粋を添付し、項目を確認できるようにすること。

4 その他

「予算書」、「条例」等、事業の認定を申請する事業を説明するうえで必要な書類を適宜添付すること。

その他

1 関連事業施行証書

事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面を添付しなければならない(法第18条第2項第3号)。

関連事業とは、本体事業の施行により必要を生じた事業で、かつ、法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業である。

例えば、ダムを建設する場合に、水没する道路を付替えるような場合、この道路付替事業が関連事業である。

市町村事業において、本体事業の施行により県道の付替えの必要が生じたような場合もこれに該当する。

起業者が本体事業と関連事業の両方の施行権限を有しているときは、関連事業施行証書の添付は要しないが、起業者が関連事業の施行権限を有していない場合は、関連事業施行証書(本体事業の施行者が関連事業を施行することについても「起業者適格」を有する旨を明示する書面)を添付しなければならない。

具体的には、起業者から、関連事業に係る施設の本来の管理者に対して協議書を提出し、施設の本来の管理者から起業者に対して施行権限を附与する旨の文書(工事施行命令書又は協議に対する同意の回答書)を得ることである。

この施設の本来の管理者からの工事施行命令書又は回答書の写しの外、協議書の写しも添付すること。

(参照)

道路法22条、河川法18条 等

2 事業施行権限証書

事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書を添付しなければならない(法第18条第2項第6号)。

「起業者が当該事業を遂行する・・・能力を有すること」が事業認定の要件の一つとされており、法令上、事業施行の権限を有せず、かつ、これを有する見込みのない起業者に収用権を付与することは許されない。

事業施行権限証書の添付は、起業者が申請に係る事業の施行権限があることを疎明するためのものであり、事業の施行に関してあらかじめ受けなければならない処分があれば、当該処分の有無又は当該処分の見込みを明らかにするものである。

現実に処分があった場合には「当該処分に関する書類」の写しを添付し、処分がない場合には処分をすべき行政機関の処分に関する見込み等を記載した「意見書」の写しを添付すること。

なお、意見書の写しを添付する場合は、照会文の写しも添付すること。

(参照)

法第3条第23号……社会福祉法第62条 他

第24号……医療法第7条 他

第25号……墓地、埋葬等に関する法律第10条

その他、該当号多数にのぼる。

VII 事業認定申請書類の作成例

1 作成例

○第○○○号
年 月 日

岐阜県知事 ○ ○ ○ ○ 様

起業者 住 所 岐阜県○○市□□丁目○番地
名 称 ○○市
上記代表者 ○○市長 ○ ○ ○ ○

事 業 認 定 申 請 書

A. (土地の収用又は使用のみの場合)

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

B. (第五条に掲げる権利若しくは第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合又は第七条に規定する土石砂れきを収用する場合)

土地収用法第16条及び第138条第1項において準用する第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 起業者の名称 ○○市
- 2 事業の種類 ○○市○○○○○○○事業
- 3 起業地
イ 収用の部分 岐阜県○○市○○字○○地内

ロ 使用の部分 岐阜県〇〇市〇〇字〇〇地内

4 事業の認定を申請する理由（※P57参照）

このたび事業の認定をします〇〇〇（事業の種類）は、令和〇〇年〇月策定の〇〇市第〇次総合計画第〇編第〇章「〇〇〇〇〇〇」（総合計画等の中での申請事業の位置づけ）を推進するために、令和〇〇年度事業（事業年度）として岐阜県〇〇市〇〇字〇〇地内に〇〇〇〇を〇〇（新設、増設、拡張等）しようとするもので、土地収用法第3条第〇号に該当する事業であります。

（当該市町村勢、当該事業に関する施策の進捗状況など）

（当該事業を施行する必要性について（現在生じている問題、事業の効果等））

（用地取得に関するこれまでの取り組みと事業の認定を受けようとする理由）

本事業に必要な土地の面積は〇〇〇㎡であり、うち既存の供用地である〇〇㎡を除く〇〇〇㎡について、土地所有者〇〇名に対して令和〇〇年〇月から任意による協議を進めております。引き続き誠意を持って交渉を継続し、円満に解決するよう努めるものですが、今後、任意による解決が困難な場合には、速やかに収用委員会の裁決を求められるよう、あらかじめ事業の認定を受けて、事業の計画的な進行を図ろうとするものです。

担当	〇〇市〇〇〇〇部
	〇〇課 〇〇係長 ○ ○ ○ ○
	電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	(内線) 〇〇〇〇

添付書類目録

第1号 事業計画書

第2号 起業地及び事業計画書を表示する図面

- その1 位置図 (縮尺 〇〇〇〇〇分の1)
- その2 起業地表示図 (縮尺 〇〇〇〇分の1)
- その3 事業計画表示図 (縮尺 〇〇〇分の1)
- その4 字絵図 (縮尺 〇〇〇〇分の1)
- その5 建物各階平面図 (縮尺 〇〇〇分の1)
- その6 建物立面図、側面図 (縮尺 〇〇〇分の1)

第3号 法四条地に関する調書

- その1 土地調書
- その2 法四条地図面 (起業地表示図併用)
- その3 土地管理者の意見書

第4号 法令制限地に関する調書

- その1 法令制限地調書
- その2 法令制限地表示図 (起業地表示図併用)
- その3 行政機関の意見書

第5号 説明会に関する書類

- その1 実施状況を記載した書類
- その2 開催を公告した新聞紙の当該部分の写し

第6号 付属書類

- その1 起業地選定比較図 (縮尺 〇〇〇〇分の1)
- その2 丈量図 (縮尺 〇〇〇〇分の1)
- その3 〇〇市第〇次総合計画 (抜粋)
- その4 平成〇〇年度〇〇市一般会計当初予算書
- その5 平成〇〇年度〇〇市一般会計当初予算措置確約書
- その6 〇〇市〇〇条例
- その7 〇〇市〇〇条例の一部を改正する条例の制定についての確約書及び改正条例案 (※条例改正を要する場合)

※他に関係例規等があれば追加する。

(添付書類 第1号)

事業計画書

1 事業計画の概要

(起業者の総合計画等の中での申請事業の位置付け、事業目的、事業内容等について文章で具体的に説明する。※P60参照)

(1) 起業地 岐阜県〇〇市〇〇字〇〇地内

(2) 事業名 〇〇市〇〇〇〇〇〇事業

(3) 施設の内容

(以下のような表により説明する。)

区分	構造等	面積 (㎡)	備考
合計			

※駐車場を含む場合は、これに加えて駐車場必要台数の積算根拠を示す。

(施設の利用計画の人員を基礎とし、自動車利用率、自動車1台当たりの乗車率、駐車場の回転率等を考慮し、必要台数を積算・説明する。)

(4) 建物の各階別各室配置計画

(建物がある場合は、以下のような表により説明する。)

階	用途	面積 (㎡)	備考
1			
小計			
2			
小計			

合 計		
-----	--	--

(5) 施設の利用計画

(設置する建物が法第3条第32号の公共用物等で公共の利用に供するものであるときは、以下のような表により利用計画を説明する。)

区 分	回 数 (回)	延人数 (人)	備 考

2 事業の開始及び完成の時期

開始の時期 年 月
 完成の時期 年 月

3 事業に要する経費及びその財源

(1) 事業に要する経費

第○款 ○○費 第○項 ○○○費 第○目 ○○○○費

区 分	経 費 (千円)				備 考
	年度	年度	年度	計	
用地費					
○○費					
○○○費					
計					

(2) その財源

区 分	経 費 (千円)				備 考
	年度	年度	年度	計	
計					

補助金・起債の名称、根拠法令及び補助率等

補助金
起 債

4 事業の施行を必要とする公益上の理由

(事業施行が必要となるに至った経緯(現在生じている問題とその原因、現在講じている対策、早急に事業の施行が必要な状況等)、事業の施行により期待される効果について数値を用いてできる限り詳細に述べ、事業に収用に足る公益性及び緊急性があることを説明する。また、起業地に周知の埋蔵文化財や希少な動植物が存在しないかどうか(存在する場合はその内容と講じる対策を説明する)、騒音等周辺に与える影響が少ないかどうかを述べ、失われる利益について説明する。※P 6 3参照)

5 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(1) 事業に必要な土地の面積

イ 収用の部分

地 目	面 積 (m ²)
計	

ロ 使用の部分

地 目	面 積 (m ²)
計	

(2) 事業に必要な物件等

(収用する物件がある場合は、以下のような表により説明する。)

種 別	構 造	数 量	備 考
-----	-----	-----	-----

(3) 移転等を要する主な物件の数量

種 別	数 量	備 考
計		

(4) 上記の土地を必要とする理由

(上記の土地が、申請事業を施行するための必要最小限度の面積であることを説明する。)

6 起業地を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

(1) **(起業地選定比較表等を踏まえ、申請地が計画予定地として適当であることや他の案に対する優位性等について説明する。※P65参照)**

(2) **(申請地に係る法4条地、法令制限地についての状況と対策を記載し、事業施行に支障とはならないことを説明する。)**

起業地選定比較表

候補地 選定条件	第1案 (本申請地)	第2案	第3案
位 置			
現 況			
面 積			
用途地域			
地質・地形等			
道路・交通事情			
経済性			

事業費			
周辺の環境			
開発事業の有無			
排水・配電の有無			
支障物件の有無			
土地所有者			
総合判断 及びその理由	採用	不採用	不採用

(「土地管理者の意見書」を得るための照会文)

○第○○○号
年 月 日

○○市○○管理者
○○市長 ○ ○ ○ ○ 様

起業者 ○○市
上記代表者 ○○市長 ○ ○ ○ ○

土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について

○○市○○○○○○事業に関し、土地収用法第16条に規定する事業の認定を申請するにあたり、貴職管理に係る下記土地等を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定により管理者の意見書を添付する必要がありますので、貴職のご意見を承りたく照会します。

記

1 目 的 ○○市○○○○○○事業

2 法四条地の箇所等

所在地	現に供している事業（施設）の種類	供している土地の面積（㎡）	備考

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 起業地表示図（法四条地図面併用）
- (3) 事業計画平面図
- (4) 字絵図

(土地管理者の意見書)

○第○○○号
年 月 日

○○市長 ○ ○ ○ ○ 様

○○市○○管理者
○○市長 ○ ○ ○ ○

土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（回答）

年 月 日付け○第○○○号で照会のありましたことについては、支障ありません。

なお、事業施行に際して、○○課と協議するとともに、事前に関係法令等による所定の手続きを行ってください。

(「行政機関の意見書」を得るための照会文)

○第○○○号
年 月 日

○○市長 ○ ○ ○ ○ 様

起業者 ○○市

上記代表者 ○○市長 ○ ○ ○ ○

土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について(照会)

○○市○○○○○○事業に関し、土地収用法第16条に規定する事業の認定を申請するにあたり、下記土地等を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定により貴職の意見書を添付する必要がありますので、貴職のご意見を承りたく照会します。

記

1 目 的 ○○市○○○○○○事業

2 法令制限地の箇所等

所在地	法令制限地の種類	利用制限法	起業地に編入する面積	備考

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 起業地表示図(法令制限地表示図併用)
- (3) 事業計画平面図
- (4) 字絵図

(行政機関の意見書)

○第○○○号
年 月 日

○○市長 ○ ○ ○ ○ 様

○○○○○○○○○○

土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について（回答）

年 月 日付け○第○○○号で照会のありましたことについては、
支障ありません。

なお、施行に際しては事前に○○法上の手続きを行ってください。

(予算措置確約書)

確 約 書

年 月 日

岐阜県知事 ○ ○ ○ ○ 様

○○市長 ○ ○ ○ ○

○○市○○○○○○事業について、 年度において、次のとおり予算を計上し、事業を実施することを確約します。

年度 ○○○会計		
◎歳出		
第○款○○費 第○項○○○費 第○目○○○○費		
区分	経 費 (千円)	
	全体計画分	うち起業地 計画分
計		
◎歳入		
区分	経 費 (千円)	
	全体計画分	うち起業地 計画分
計		

(条例の制定についての確約書及び改正条例案)

確 約 書

年 月 日

岐阜県知事 ○ ○ ○ ○ 様

〇〇市長 ○ ○ ○ ○

〇〇市〇〇〇〇〇〇事業により建設する〇〇施設については、完成後に〇〇施設として次のように条例を改正することを確約します。

〇〇〇〇〇〇〇〇条例の一部を改正する条例について (案)

〇〇〇〇〇〇〇〇条例 (昭和〇〇年〇〇月〇〇日条例第〇号) の一部を次のように改正する。

(以下改正内容)

VIII 行政指導に対する相談窓口等 について

1 行政指導に対する相談窓口

申請の受付や審査をする職員の行政指導（申請に関する指導・助言等）に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。

○県政へのご意見・ご提案窓口（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>

トップページ > 県政情報 > 広報・広聴 > 県政へのご意見・ご提案

○行政相談室（岐阜県庁内） 電 話：058-272-1140（直通）

※受付時間 月曜日から金曜日の 8:30～17:00
(祝日、年末年始を除く)

F A X：058-278-2544

e-mail：c11127@pref.gifu.lg.jp

2 知事が事業の認定を拒否した場合等について

知事が事業の認定を拒否したとき又は知事が法第18条の規定による事業認定申請書を受理した日から三月を経過しても事業の認定に関する処分を行わないときは、起業者は、国土交通大臣に対して事業の認定を申請することができます（法第27条第1項）。

なお、知事がした事業の認定の拒否については、審査請求をすることはできません（法第132条第1項）。

IX 資料編

土地収用法 第3条（収用適格事業）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道若しくは専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）による路外駐車場
- 二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
- 三 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
- 三の二 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設
- 三の三 国又は都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設
- 四 運河法（大正二年法律第十六号）による運河の用に供する施設
- 五 国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設
- 六 国、都道府県又は土地改良区が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）によつて行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備
- 七 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 七の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設
- 八 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 八の二 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）による石油パイプライン事業の用に供する施設
- 九 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する

自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設

九の二 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)による港湾施設又は漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)による漁港施設

十の二 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)による海岸保全施設

十の三 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)による津波防護施設

十一 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)による航路標識又は水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)による水路測量標

十二 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの

十三 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設

十三の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設

十四 国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置

十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備

十五の二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設(同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。)

十六 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備

十七 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物

十七の二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス工作物

十八 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による工業用水道事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設

十九 市町村が消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)によつて設置する消防の用に供する施設

二十 都道府県又は水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)による水防管理団体が水防の用に供する施設

二十一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校又はこ

れに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設

二十二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書館同種施設を除く。）

二十三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校

二十四 国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又は検疫所

二十五 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）による火葬場

二十六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場

二十七 地方公共団体又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）及び地方公共団体が設置する公衆便所

二十七の二 国が設置する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）による汚染廃棄物等の処理施設

二十八 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による中央卸売市場及び地方卸売市場

二十九 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業

二十九の二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）による原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業

三十 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市

計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営

三十一 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設

三十二 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

三十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設

三十四 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設

三十四の二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設

三十四の三 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一項第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一号若しくは第三号、第十七条第一号又は第十八条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設

三十五 前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設

事業認定を受けなくても租税特別措置法の特例が受け られる場合(土地収用法第3条関係)

番	区 分
1	【土地収用法第3条第1号の一部】 道路法による道路又は道路運送法による一般自動車道
2	【土地収用法第3条第2号】 河川法が適用若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム水路、貯水池その他の施設
3	【土地収用法第3条第3号】 砂防法による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
4	【土地収用法第3条第3号の2】 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法による地すべり防止施設又はほた山崩壊防止施設
5	【土地収用法第3条第3号の3】 国又は都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設
6	【土地収用法第3条第4号】 運河法による運河の用に供する施設
7	【土地収用法第3条第5号】 国、地方公共団体、土地改良区(土地改良区連合を含む。)又は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設
8	【土地収用法第3条第6号】 国、都道府県又は土地改良区(土地改良区連合を含む。)が土地改良法によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備
9	【土地収用法第3条第7号から第8号までの一部】 鉄道事業法による鉄道事業者の鉄道事業の用、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道の用又は軌道の用に供する施設のうち線路及び停車場に係る部分
10	【土地収用法第3条第10号】 港湾法による港湾施設又は漁港漁場整備法による漁港施設

番	区 分
11	<p>【土地収用法第3条第10号の2】 海岸法による海岸保全施設</p>
12	<p>【土地収用法第3条第11号】 航路標識法による航路標識又は水路業務法による水路測量標</p>
13	<p>【土地収用法第3条第12号】 航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの</p>
14	<p>【土地収用法第3条第13号の一部】 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測の用に供する施設</p>
15	<p>【土地収用法第3条第13号の2の一部】 日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は運送事務に必要な仕分その他の作業の用に供する施設で既成市街地内のもの及び高速自動車国道と一般国道との連結位置の隣接地内のもの</p>
16	<p>【土地収用法第3条第15号の一部】 海上保安庁が設置する電気通信設備</p>
17	<p>【土地収用法第3条第15号の2の一部】 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設置する同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備の用に供する施設(当該施設が市外通信幹線路の中継施設以外の施設である場合には、既成市街地内にあるものに限る。)</p>
18	<p>【土地収用法第3条第17号の一部】 電気事業法による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物のうち次に係る部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水力による発電施設、最大出力10万キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力5千キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設（その地域の全部若しくは一部が離島振興法第2条第1項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域若しくは奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島の区域に含まれる島、沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島又は小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島において設置されるものに限る。） ・送電施設又は使用電圧5万ボルト以上の変電施設（電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。）

番	区 分
19	<p>【土地収用法第3条第17号の2の一部】 ガス事業法によるガス工作物のうち高圧導管又は中圧導管及びこれらと接続する整圧器</p>
20	<p>【土地収用法第3条第18号】 水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設</p>
21	<p>【土地収用法第3条第19号】 市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設</p>
22	<p>【土地収用法第3条第20号】 都道府県又は水防法による水防管理団体が水防の用に供する施設</p>
23	<p>【土地収用法第3条第21号の一部】 学校教育法第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設のうち次に係る部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の設置に係る幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校 ・ 国の設置に係る特別支援学校 ・ 私立学校法第3条に規定する学校法人の設置に係る幼稚園及び高等学校 ・ 国又は地方公共団体の設置に係る看護師養成所及び准看護師養成所

番	区 分
24	<p>【土地収用法第3条第23号の一部】 社会福祉法による社会福祉事業若しくは更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校のうち次に係る部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法第2条第3項第4号に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第4号の2に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援及び同条第17項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。） ・ 国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法第2条第3項第4号の2に規定する地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに同法第62条第1項に規定する社会福祉施設並びに児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センター ・ 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） ・ 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。） ・ 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る小規模保育事業の用に供する施設（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第1号に規定する施設のうち利用定員が10人以上であるものをいう。） ・ 学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園
25	<p>【土地収用法第3条第25号の一部】 地方公共団体の設置に係る火葬場</p>
26	<p>【土地収用法第3条第26号の一部】 地方公共団体の設置に係ると畜場法によると畜場又は化製場等に関する法律による化製場若しくは死亡獣畜取扱場</p>
27	<p>【土地収用法第3条第27号の一部】 地方公共団体が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）</p>

番	区 分
28	<p>【土地収用法第3条第27号の2の一部】</p> <p>国が設置する平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法による汚染廃棄物等の処理施設のうち次に係る部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間貯蔵施設（福島県の区域内において汚染廃棄物等（同法第46条に規定する汚染廃棄物等をいう。）の処理を行うために設置される一群の施設であって、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。）をいう。）として環境大臣が指定するもの ・ 指定廃棄物の最終処分場（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県又は千葉県 の区域内において同法第19条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。）として環境大臣が指定するもの
29	<p>【土地収用法第3条第31号の一部】</p> <p>国が設置する通信施設並びに都道府県が設置する警察署、派出所又は駐在所に係る庁舎、警察職員の待機宿舎、交通機動隊の庁舎及び自動車検問のための施設並びに運転免許センター</p>
30	<p>【土地収用法第3条第32号の一部】</p> <p>都市公園法第2条第1項に規定する都市公園</p> <p>（「都市公園」とは①都市計画施設である公園若しくは緑地で地方公共団体が設置するもの②都市計画法により指定された都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園若しくは緑地又は③都市計画施設である公園若しくは緑地で国が設置するものをいい、これらの地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含む。）</p>
31	<p>【土地収用法第3条第34号の一部】</p> <p>独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法第2条第2項に規定する施設で1日につき10万立方メートル以上の原水を供給する能力を有するもの</p>
32	<p>1から31までに掲げるものに関する事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設</p>

番	区 分
33	土地収用法第3条各号のいずれかに該当するもの（当該いずれかに該当するものと他の当該各号にいずれかに該当するものが一組の施設として一の効用を有する場合には、当該一組の施設とし、1から31までに該当するものを除く。）に関する事業で一団地の面積において10ヘクタール以上のもの（拡張に関する事業にあってはその買い取った土地を含めた拡張後の一団の土地の面積が10ヘクタール以上のもの）に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産を買い取られた場合

事業認定申請 チェックリスト

内 容	判 定	備 考	
申請書 法第18条第1項 規則第2条			
様式	規則第2条 別記様式第5	適・否	
手数料	岐阜県収入証紙158,000円の添付	適・否	
起業者の名称	代表者名まで記載されているか	適・否	
事業の種類	具体的に記載されているか	適・否	新設・増設
	事業内容を正しく反映した名称となっているか	適・否	
	関連事業がある場合、具体的に併記されているか	適・否 該当なし	
起業地	収用・使用の別に記載されているか	適・否	
	事業を施行しようとする土地は全て記載されているか	適・否	
	土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるか	適・否	
	岐阜県、市・郡・町・村、大字、字が記載されているか	適・否	
事業の認定を申請する理由	ふりがなが付してあるか。また、誤記はないか	適・否	
	事業計画の内容は法第3条各号のいずれかに該当する事業か	適・否	(法20条第1号の要件) 法第3条第 号に該当
	申請理由が明確となっているか(必要性・緊急性)	適・否	(法20条第4号要件の主要事項) ・早期に施行する必要性
	用地交渉の有無	有・無	
	収用の対象は何か	土地・その他	その他()
	事業の施行に関して、許可等の手続は行っているか	有・無 該当なし	
	事業の施行に関して、議会又は取締役会等の議決は済んでいるか	有・無	(法20条第2号の要件)
用地が取得できない理由	事業計画 用地補償 その他		
添付書類 法第18条第2項 規則第3条			
事業計画書	有・無		
起業地を表示する図面	有・無		
事業計画を表示する図面	有・無		
事業計画の位置及び内容を明らかにする図面	有・無	字絵図、平面図・立面図・側面図	
関連事業がある場合、当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面	有・無 該当なし		
法第4条の調書、図面、土地管理者への照会文書及び土地管理者の意見書又は意見が得られない場合の疎明書	有・無 該当なし		
法令による利用制限地の調書、図面、行政機関への照会文書、行政機関の意見書又は意見が得られない場合の疎明書	有・無 該当なし		
事業施行許認可に係る申請又は意見照会文書及び許認可処分証明書、許認可権を有する行政機関の意見書又は意見が得られない場合の疎明書	有・無 該当なし		
事業説明会の実施状況記載書、公告した新聞紙の写し	有・無		
事業計画書の内容を説明する参考書類	有・無		
事業計画書 規則第3条第1号			
事業計画の概要	事業内容は具体的に(数字をあげて)説明しているか	適・否	※事業内容の具体性 ・敷地面積が用途別となっているか ・建物各階の施設配置が明らかか ・施設規模の根拠が適当か →利用者数・利用計画
	駐車場がある場合、駐車台数と必要性の説明は妥当なものか	適・否	
	事業本来の効用を全うすることができるよう構成されているか	適・否	
	事業の施行区域は申請書の「起業地」と一致しているか	適・否	
	全体計画の一部が当該事業である場合、全体との関連はどうか	適・否 該当なし	
事業の開始及び完成の時期	関連事業、附帯工事は十分説明されているか	適・否 該当なし	
	全体計画、関連事業、暫定的使用等、それぞれ明記されているか	適・否 該当なし	
	事業の期間は予算と一致しているか	適・否	
事業に要する経費及びその財源	用地交渉開始時期は事業の期間内か	適・否	※事業の議会承認(予算成立)をもって 用地交渉を開始しているか
	年度区分が明記されているか	適・否	
	全体計画の事業費が明記されているか	適・否 該当なし	
	用地補償費が明記されているか	適・否	
	補助金・起債の名称、根拠、法令、補助率等が明記されているか	適・否 該当なし	
	先行取得の場合、再取得の財源は確保されているか	適・否 該当なし	
	予算科目の款・項・目は明記されているか	適・否	
予算書の写しは添付されているか	適・否	※該当する全ての年度の予算(確約)書	

内 容		判 定	備 考
法四条地		規則第3条第4号及び第5号	
土地調書	様式は規則第3条第6号別記様式第6か	適・否 該当なし	
法四条地図面	該当部分が図示してあるか	適・否 該当なし	
	縮尺は1/300～1/3,000程度であるか	適・否 該当なし	縮尺:()
土地管理者への意見照会文書	内容が妥当であるか	適・否 該当なし	
土地管理者の意見書	事業の施行は支障が無いと回答しているか	適・否 疎明書 該当なし	
意見が得られない場合の疎明書	内容が妥当であるか	適・否 該当なし	
法令制限地		規則第3条第5号	
法令制限地調書	法令制限地の位置、区域、面積、該当規定、権限を有する行政機関が記載されているか	適・否 該当なし	
法令制限地表示図	該当部分が図示してあるか	適・否 該当なし	
行政機関への意見照会文書	内容が妥当であるか	適・否 該当なし	
行政機関の意見書	事業の施行は支障が無いと回答しているか	適・否 疎明書 該当なし	
意見が得られない場合の疎明書	内容が妥当であるか	適・否 該当なし	
事業に対する免許、許認可、施行命令等		規則第3条第5号	
事業施行許認可に係る申請又は意見照会文書	内容が妥当であるか	適・否 該当なし	
許認可処分証明書又は許認可権を有する行政機関の意見書	事業の施行を認めた内容となっているか	適・否 疎明書 該当なし	
処分又は意見が得られない場合の疎明書	内容が妥当であるか	適・否 該当なし	
説明会に関する書類		法第15条の14	規則第1条の2、第1条の3、第3条第6号
実施状況記載書	様式は規則第3条第6号別記様式第6の2か	適・否	
	会合開催場所は、利害関係人の便利を考慮しているか	適・否	
開催を公告した新聞紙の当該部分の写し	会合開催について、土地・物件等の権利提供に同意をしていない者に文書で通知しているか	適・否	
	会合を打ち切った場合、打ち切った理由が記載されているか	適・否 該当なし	※打ち切ることができる場合は、規則第1条の3第1項第1号～第3号
開催を公告した新聞紙の当該部分の写し	公告掲載日は、事業説明会の日よりも8日以前の日か	適・否	
	事業の施行を予定する土地の存する地方の新聞紙に掲載しているか	適・否	
	<掲載事項> 起業者の名称及び住所	適・否	
	<掲載事項> 事業の種類	適・否	
<掲載事項> 事業の施行を予定する土地の所在	<掲載事項> 事業の施行を予定する土地の所在	適・否	
	<掲載事項> 会合の場所及び日時	適・否	
事業計画書の内容を説明する参考書類		規則第3条第1号	
起業地選定比較図	3案の位置が明確に図示されているか	適・否	
	事業計画書を説明する内容となっているか	適・否	
丈量図	起業地の実測面積が確認できるか	適・否	
	現況地目別の面積計算が確認できるか	適・否	
	個人名等個人情報が記載されていないか	適・否	
	事業計画書を説明する内容となっているか	適・否	
総合計画	事業計画書を説明する内容となっているか	適・否	
予算書及び予算措置確約書	事業計画書を説明する内容となっているか	適・否	
条例及び条例制定確約書	事業計画書を説明する内容となっているか	適・否	
<その他の参考書類>		適・否	
		適・否	
		適・否	
		適・否	
		適・否	
		適・否	
総合判定結果		適・否	否の場合 (法第20条第 号に該当しない)

土地収用法関係図書

《土地収用法全般》

- 土地収用法実務提要（加除式・全7巻）
法令・例規、実務編（1～3巻）
判例編（4～6巻）
質疑応答編
国土交通省総合政策局
総務課土地収用管理室 監修
第一法規出版(株)
- 判例土地法 土地収用法
（加除式・全5巻）
綿貫芳源、木村実 編集
(株)ぎょうせい
- 土地収用法の解説と運用Q&A
（改訂版）
土地収用法実務研究会 編著
(株)ぎょうせい
- 逐条解説 土地収用法（上・下巻）
（第四次改訂版）
小澤道一 著
(株)ぎょうせい

《事業認定》

- 事業認定申請マニュアル（全訂）
土地収用法実務研究会 編著
藤川眞行、伊藤夏生 補訂
(株)ぎょうせい
- 事業認定申請の手引き（第2版）
国土交通省総合政策局総務課
- 公共建築物等の事業認定申請事例集
国土交通省総合政策局総務課

収用事件一覧

年度	事業の名称	起業者	裁決申請年月日	裁決等年月日
24	各務原市道鶴932号線改築工事（岐阜県各務原市鶴沼羽場町六丁目、鶴沼羽場町七丁目及び鶴沼羽場町八丁目地内並びに同市鶴沼真名越町一丁目地内から同市鶴沼西町四丁目地内まで）	各務原市	24. 4. 23	24. 10. 16
25	各務原市道鶴932号線改築工事（岐阜県各務原市鶴沼羽場町六丁目、鶴沼羽場町七丁目及び鶴沼羽場町八丁目地内並びに同市鶴沼真名越町一丁目地内から同市鶴沼西町四丁目地内まで）	各務原市	24. 11. 16	25. 6. 20
	岐阜都市計画道路事業3・5・302号柳津日置江線	岐阜県	25. 7. 5	25. 12. 19
26	関都市計画道路事業3・5・24号坂田関線	関市	26. 1. 7	26. 8. 21
28	岐阜都市計画道路事業3・2・2号岐阜羽島線	岐阜県	27. 6. 1	28. 5. 19
	一般国道417号地すべり対策事業	岐阜県	28. 3. 23	28. 6. 7 (取下げ)
	岐阜都市計画事業 岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業	岐阜駅東地区市街地再開発組合(施行者)	27. 11. 20	28. 10. 20
29	一級河川木曾川水系揖斐川改修工事	国土交通大臣	29. 9. 20	30. 3. 15
	一級河川木曾川水系揖斐川改修工事	国土交通大臣	29. 9. 20	30. 3. 15
30	一般国道475号新設工事（山県市地内）	国土交通大臣 中日本高速道路株式会社	29. 12. 19	30. 5. 17
	一般国道475号新設工事（関市地内）	国土交通大臣 中日本高速道路株式会社	30. 1. 16	30. 8. 23
	一般県道下石笠原市之倉線改築工事	岐阜県	29. 12. 18 30. 3. 12	31. 3. 20
2	揖斐都市計画道路事業3・4・3号大野揖斐川線新設工事	岐阜県	2. 1. 10	2. 12. 17
3	一般国道158号改築工事（中部縦貫自動車道「高山清見道路」）及びこれに伴う付帯工事	国土交通大臣	3. 3. 4	3. 7. 15
	岐阜都市計画道路事業3・3・20号岐阜駅城田寺線	岐阜市	3. 2. 26	3. 8. 19
	一般国道158号改築工事（中部縦貫自動車道「高山清見道路」）及びこれに伴う付帯工事	国土交通大臣	3. 4. 28	3. 12. 16
4	市道跡津川線改築工事	岐阜県（過疎代行）	4. 1. 24	4. 7. 21

事業認定一覧

平成24年度 事業認定一覧

番号	種別	起業者	事業名
1	32	坂祝町	坂祝町東館駐車場整備事業
2	22・32	神戸町	神戸町立図書館保全事業
3	31	揖斐川町	揖斐川町揖斐川右岸地区農業集落排水処理施設整備事業
4	31	多治見市	多治見市多治見北地区公共公益施設建設事業
5	32	大垣市	大垣市江東地区センター駐車場整備事業
合計			5件

平成25年度 事業認定一覧

番号	種別	起業者	事業名
1	1・32	岐阜市	(仮称)柳津体育館新設事業及びこれに伴う市道拡幅事業
2	22・31	中津川市	(仮称)苗木交流センター建設事業
合計			2件

平成26年度 事業認定一覧

番号	種別	起業者	事業名
1	21	瑞穂市	瑞穂市教育支援センター保全事業
2	31	羽島市	羽島市北部学校給食センター建設事業
3	24	岐阜県厚生 農業協同組合 連合会	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院駐車場整備事業
4	31	池田町	池田町・大野町共同学校給食センター建設事業
合計			4件

平成27年度 事業認定一覧

番号	種別	起業者	事業名
1	31	岐南町	(仮称) 岐南町総合調理センター整備事業
合計			1件

平成28年度 事業認定一覧

番号	種別	起業者	事業名
1	31	岐阜市	岐阜市役所庁舎新設事業
2	32	大野町	大野町「道の駅」整備事業
3	31	笠松町	笠松町新学校給食センター建設事業
4	31	大垣市	大垣市新庁舎建設事業
5	31	下呂市	(仮称) 下呂市中央学校給食センター建設事業
6	24	岐阜県厚生 農業協同組合 連合会	岐阜県厚生農業協同組合連合会岐北厚生病院施設整備事業
合計			6件

令和元年度 事業認定一覧

番号	種別	起業者	事業名
1	9・32	山県市 岐阜乗合自動車株式会社	山県市公共交通結節拠点及び岐阜乗合自動車(株)新高富営業所(仮称)整備事業
2	24	岐阜県厚生農業協同組合連合会	岐阜県厚生農業協同組合連合会(仮称)西濃厚生病院施設整備事業
合計			2件

令和2年度 事業認定一覧

番号	種別	起業者	事業名
1	32	高山市	(仮称) 宮川人道橋左岸側整備事業
2	31	本巣市	本巣市庁舎整備事業
合計			2件

令和4年度 事業認定一覧

番号	種別	起業者	事業名
1	31	白川町	白川町新庁舎整備事業
合計			1件